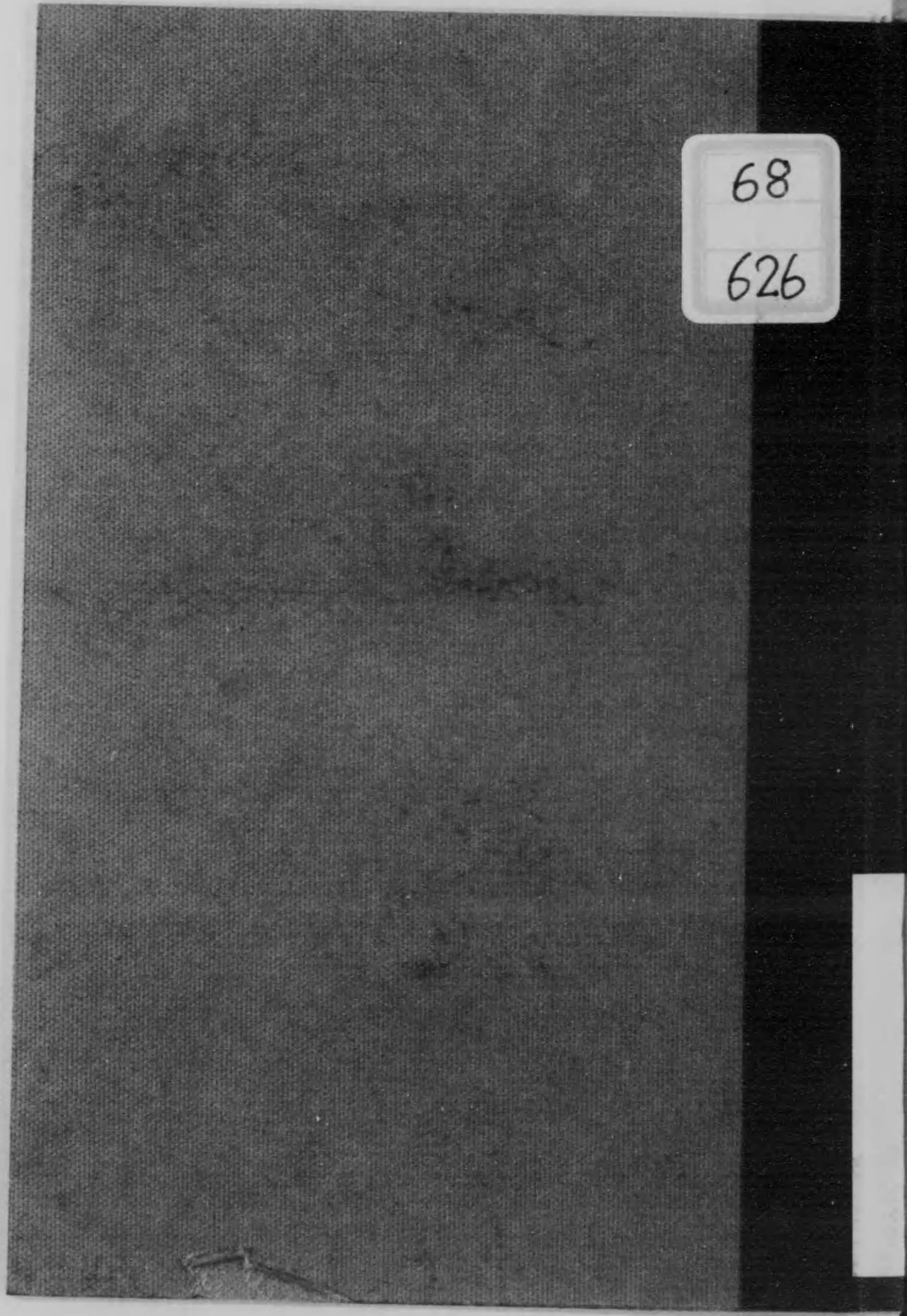




68
626

始



68
626

法學士鈴木英助先生 辯護士川崎崔次先生
判事增山外三郎先生 辯護士山川瓊次先生

校閱



改正
人事法書式便覽

(分冊下卷)

大正
4. 2. 26
内交

東京 日本法令學會

改正 人事法書式便覽 (分冊下卷)

目次

第二章 寄留ニ關スル届出	一
第一節 寄留ノ一般	一
第二節 寄留其他ノ届出	八
第四章 裁判所ニ對スル申立及ヒ申請	四〇
第一節 通則	四〇
第二節 戸籍訂正許可ノ申請	四一
第三節 就籍許可ノ申請	四四
第四節 禁治産及ヒ準禁治産ニ關スル申立	五〇
第五節 隠居許可ノ申請	六〇

目次

一

一 八 四〇 四〇 四一 四四 五〇 六〇



第六節 失踪ニ關スル申立 七

第七節 相續ニ關スル申請 七

第一項 家督相續人選定順序變更及ヒ不選定許可ノ申請 七

第二項 家督相續承認拋棄法定期間伸長ノ申請 八

第三項 家督相續限定承認及ヒ拋棄ノ申請 八

第四項 相續財産管理人選任ノ申請 九

第八節 廢家許可ノ申請 九

第九節 親族會及ヒ其申請 九

第一項 親族會 九

第二項 親族會ニ關スル申請 九

第一目 親族會招集ノ申請 一〇

第二目 親族會補缺員選定ノ申請 一〇

第三目 親族會員選任ノ申請 一〇

第四目 親族會ノ決議ニ代ハルヘキ裁判ノ申請 一〇

第十節 遺言及ヒ其申請 一八

第一項 遺言 一八

第二項 遺言ノ方式 一九

第三項 遺言ノ執行 二〇

第四項 遺言ノ失効及ヒ取消 二〇

第五項 遺言ニ關スル申請 二〇

第一目 遺言確認ノ申請 二〇

第二目 遺言書檢認ノ申請 二〇

第三目 遺言執行者選任ノ申請 二〇

第四目 遺言執行者ノ解任及ヒ辭任ノ申請 二〇

附 錄

改正戶籍法 一

改正寄留法 五

人事法令年次索引 六

改正 人事法書式便覽目次 終

改正 人事法書式便覽 (分冊下卷)

日本法令學會選

第三章 寄留ニ關スル届出

第一節 寄留ノ一般

第一 寄留其他届出事項

(一) 寄留トハ本籍外ニ居所ヲ定ムルコトヲ謂フ、詳言スレハ九十日以上本籍外ニ於テ一定ノ場所ニ住所又ハ居所ヲ定ムル者ヲ寄留者トシ本籍ナキ者、本籍分明ナラサル者及ヒ日本ノ國籍ヲ有セサル者ニシテ九十日以上一定ノ場所ニ居住ヲ定ムルモノモ亦タ之ヲ寄留者ナリトス、其戸主タルト家族ナルトハ固ヨリ之ヲ問ハサルナ

第三章 寄留ニ關スル届出

リ(寄、一條寄手、一條)(因言)本節及ヒ次節ニ(寄)、トアルハ寄留法又(寄手)、トアルハ寄留手續令ヲ指ス
 寄留ハ本籍外ニ於テ一定ノ場所ニ九十日以上住所又ハ居所ヲ定ムルコトヲ謂フニ外
 ナラサレハ(イ)寄留者トハ音ニ本籍地外ニ住所又ハ居所ヲ定メタル者ノミニ止マラ
 ス其居住ノ場所ハ本籍地内ナリト雖モ苟モ本籍ノ存スル場所ヲ去リテ九十日以上一
 定ノ場所ヲ住所又ハ居所ト定メタル者ハ總テ之ヲ寄留者ナリトス、故ニ例ヘハ甲村
 ニ本籍ヲ有スル者乙村ニ住所又ハ居所ヲ定メタルトキハ勿論某村一番地ニ本籍ヲ有
 スル者同村ノ拾番地ニ住所又ハ居所ヲ定メタル場合亦タ其者ハ寄留者トス又(ロ)寄
 留ハ九十日以上本籍外ニ於テ一定ノ場所ニ住所又ハ居所ヲ定ムルコトヲ謂フヲ以テ
 寄留ニハ自ラ住所寄留ト居所寄留トノ區別ヲ生ス、之蓋シ吾人ハ住所ヲ有スルト共
 ニ他ニ居所ヲ有シ得ヘク居所ハ必シモ住所ト同一ナラサルヲ以テ人口ノ計數ニ付キ
 正確ヲ期スル上ニ於テハ自ラ此二種ノ寄留ヲ認ムルコトヲ要スルヤ言フ俟タス、而
 シテ住所寄留トハ本籍外ニ住所ヲ定メタル場合ニシテ居所寄留トハ本籍外ニ居所ヲ
 定メタル場合ヲ指スモノトス(寄手、二條三一條)寄留ニ住所寄留ト居所寄留トノ
 區別アルヲ以テ本籍外ニ住所ヲ定メタル者ハ住所寄留者ニシテ又本籍外ニ居所ヲ定

メタル者ハ居所寄留者ナルコト勿論ナリト雖モ、本籍外ニ住所寄留ヲ爲シタル者ニ
 シテ更ニ他ニ九十日以上居所ヲ(本籍外ニ)定メタルトキハ住所寄留者ニシテ尙ホ居
 所寄留者ナリトス、隨テ寄留者ニハ本籍ヲ出テ其住所ニノミ寄留スル者ト本籍ヲ出
 テ居所ニノミ寄留スル者及ヒ本籍ヲ出テ住所寄留ヲ爲スト共ニ更ニ其住所外ニ於テ
 居所寄留ヲ爲ス者ノ三者ニ分ツヘキコトハ特ニ注意ヲ要スルモノトス而シテ此最後
 ノ寄留者ヲ指シ住所外ニ寄留スル者ト稱ス(寄手、五條)
 (二) 寄留者ハ以上述ヘタル所ニ從ヒ住所寄留又ハ居所寄留ノ届出ヲ爲スヘシト雖
 モ寄留ハ元來各市町村ニ於ケル居住者ノ人口ヲ確實ニシ施政ノ百般ニ對シ便宜ヲ與
 ヘ其方針ヲ誤リナカラシムコトヲ圖ルニアルヲ以テ寄留ニ關スル事項ハ極メテ正確ヲ
 期セサルハカラス、茲ニ於テ乎改正法ニ於テハ寄留ハ其届出ヲ要スト爲スノ外左ノ
 場合ニ於テハ之ニ關スル届出ヲ強制シ以テ寄留ノ明確ヲ期シタリ
 一 寄留者カ寄留所ヲ變更シタルトキ(寄手、三二條) 寄留所ノ變更トハ所謂
 轉寄留ノ一場合ニシテ即チ寄留者カ同一ノ市町村内ニ於テ其寄留ノ場所ヲ變更シ
 タルヲ謂フ、例ヘハ某村一番地ノ寄留者カ同村内ノ拾番地ニ寄留ノ場所ヲ變更シ
 タル場合ナリトス、茲ニ注意スヘキハ寄留者カ其寄留地ヲ變更スル場合例ヘハ甲

村ノ寄留者カ乙村ニ寄留地ヲ變更スルトキ亦タ轉寄留ニ外ナラスト雖モ此場合ニ於テハ寄留手續令第三一條ニ依リ原寄留地ヲ記載シ寄留届ヲ爲スヘキモノナルヲ以テ此場合ハ本項ノ寄留所ノ變更ニハ之ヲ包含セサルモノトス、而シテ寄留所ヲ變更シタルトキハ寄留簿及ヒ本籍地ノ寄留ノ用紙(寄留手續令第一一條ノ用紙)ノ記載ヲ更正スヘキヤ勿論ニ付キ寄留所變更ノ届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス(寄手六條)

二 寄留者カ其住所ヲ居所ニ又ハ居所ヲ住所ニ變更シタルトキ(寄手、三五條)寄留ニハ住所寄留ト居所寄留ノ區別アルコトハ先キ述タル所ナリ、而シテ寄留簿ニモ亦タ住所寄留簿ト居所寄留簿トノ二種アリテ寄留者カ住所寄留者ナルトキハ住所寄留簿ニ又居所寄留者ナルトキハ居所寄留簿ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス、隨テ寄留者カ住所ヲ居所ニ又ハ居所ヲ住所ニ變更シタルトキハ其孰レモ寄留簿ノ記載ヲ移記スルト共ニ本籍地又ハ原寄留地ニ届書若クハ其謄本ヲ送付シ其記載ヲ更正スルコトヲ要スルヲ以テ此場合モ亦タ住所又ハ居所ノ變更届ヲ要スルモノトス(寄手、七條九條)

三 寄留者カ復歸シタルトキ(寄手、三三條) 寄留者カ復歸シタルトハ寄留者

カ其本籍又ハ住所ニ歸來シタル場合ニ外ナラス、其本籍ニ歸來シタル場合トハ寄留者カ寄留ノ居住所ヲ廢止シ本籍ニ復歸シタルヲ謂ヒ又住所ニ歸來シタル場合トハ住所外ニ寄留スル者カ其居所寄留ヲ廢止シ住所ニ復歸シタルヲ指スモノトス、而シテ此場合ニ於テハ孰レモ寄留簿ノ記載ヲ抹消スルコトヲ要スルノミナラス寄留者寄留地ヲ退去シタル場合ナルヲ以テ寄留地ノ市町村長ハ世帯ニ屬シタル者(世帯ニ屬スルトハ他人ノ生活團體ニ屬スルコトヲ意味ス例へハ僕婢カ主人ニ、子カ親ニ、妻カ夫ニ生活上隨屬スル如シ)ニ付テハ世帯主、寄宿所、宿舍其他ノ多數同居ヲ目的トスル場合ノ寄留者(例へハ學校、工場等ノ寄宿所旅館又ハ下宿屋ノ寄留者ノ如キヲ云フ)ニ付テハ、其場屋ノ管理者、其他ノ寄留者ニ付テハ家主又ハ家屋ノ管理人ニ寄留簿ノ記載ヲ爲シタル旨通知スヘキモノナルニ因リ、寄留者カ本籍又ハ住所ニ復歸シタルトキハ其復歸届ヲ爲スコトヲ要スルモノトス(寄手、一六條一七條二二條)

四 寄留者カ寄留地ヲ退去シタルトキ(寄手、三四條三七條) 退去届ハ寄留者カ寄留地ヲ退去シタル總テノ場合ニ之ヲ要スルモノニアラス、何トナレハ寄留者カ本籍又ハ住所ニ復歸シタル場合及ヒ轉寄留ノ場合亦タ寄留者ノ退去ニ外ナラス

ト雖モ之等ノ場合ニ於テハ復歸届又ハ寄留届ヲ爲スヘキコトハ既ニ述ヘタル如クナルヲ以テ退去ノ届出ヲ要スルコトナシ、然レトモ寄留者カ新ニ寄留ノ場所ヲ定メスシテ寄留地ヲ退去シ又ハ朝鮮、臺灣、樺太、關東州若クハ外國ニ居住スル目的ヲ以テ寄留地ヲ退去スルトキ及ヒ前項説明ニ於テ寄留者退去シ其旨寄留簿ノ記載ヲ爲シタルコトノ通知ヲ受クヘキ者カ寄留者ノ退去ノ後二十日內ニ其通知ヲ受ケサル場合ニ於テハ退去ノ届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス、之蓋シ前段ノ場合ニ於テハ退去者ハ新ニ寄留所ヲ定メス又ハ寄留法ノ施行ナキ地ニ退去スルモノナルヲ以テ其旨届出シムルニアラサレハ寄留簿ノ正鵠ハ得テ期スヘカラス又後段ノ場合ニハ寄留者ハ現ニ退去シタルモノナルモ寄留地ノ市町村長ハ本籍地市町村長又ハ新寄留地市町村長ヨリ退去シタル者ノ届出ニ基ク其謄本ノ送付ヲ受クルニアラサレハ寄留者ノ退去シタル事實ハ之ヲ知ルニ由ナシ、而カモ世帯主、場屋ノ管理者、家主若クハ家屋ノ管理人ハ寄留者ノ退去シタルコトヲ知ルヲ以テ之等ノ者カ前項説明ニ於ケル通知ヲ受ケサルトキハ畢竟退去者ハ退去ノ儘其届ヲ爲サルモノニ外ナラサレハ此場合ニ於テハ寄留簿ノ正確ヲ維持スル上ニ於テ其世帯主、多數同居ヲ目的トスル場屋ノ管理者又ハ家主若クハ家屋管理人ニ於テ退去届ヲ爲

サシムヘキハ亦タ止ムヲ得サルナリ

五 寄留事項ニ變更ヲ生シタルトキ（寄手、三六條） 寄留事項ノ變更トハ寄留簿ニ記載シタル事項ノ變更ヲ指スモノトス、而シテ之ヲ汎ク稱スルトキハ前四項ニ説明シタル事項ノミナラス寄留者ノ戸籍ニ記載シタル事項ノ變更ニ因ル場合亦タ之ヲ包含スヘシ、然レトモ前四項ノ事項ハ各々特別ノ届出事項ニ屬シ又戸籍ニ記載シタル事項ノ變更ニ因リ寄留簿記載ヲ更正又ハ抹消スヘキ場合例ヘハ寄留者ノ戸主又ハ配偶者ノ死亡又ハ轉籍等ニ於テハ本籍地市町村長ハ寄留地市町村長ニ其更正又ハ抹消スヘキ事項ヲ通知ヲ爲スヘク又寄留地ノ市町村長カ戸籍ニ關スル届書其他ノ書類ヲ受理シタル場合ニ於テハ其書類ニ依リ寄留簿ノ記載ヲ更正又ハ抹消スヘク又行政區畫、土地ノ名稱若クハ地番號ノ變更アリタル場合ハ市町村長ハ自ラ是カ更正ヲ爲スヘキモノナルニ依リ敢テ其變更ニ關スル届出ヲ要スル必要ナシト雖モ、其他ノ寄留事項ノ變更例ヘハ寄留者ノ職業、世帯主ノ變更若クハ本籍ナキ者、本籍分明ナラサル者又ハ外國人ニ關スル寄留事項ノ變更ニ付テハ其届出ヲ命スルニアラサレハ寄留簿ノ更正ハ到底望ム能ハサルヲ以テ此場合ニハ寄留事項變更ノ届出ヲ要スルモノト爲シタリ（寄手、一四條一五條）

第二 寄留簿ノ閱覽及ヒ謄、抄本（寄手、四條）

寄留簿ヲ閱覽シ又ハ其謄本若クハ抄本ノ交付ヲ受ケントスル者ハ手数料ヲ納付シテ之ヲ請求スルコトヲ得ヘシ、其手数料ハ閱覽ニ付テハ一回ニ付キ金五錢ニシテ又謄本若クハ抄本ノ交付ニ付テハ一枚ニ付キ金五錢ナリトス其一枚ニ滿タサルモノニ付テモ亦タ同一ナリ、而シテ謄抄本ノ交付ニ付テハ手数料ノ外郵送料ヲ納付シテ其送付ヲ請求スルコトヲ得ルヤ當然ナリトス

第三 罰則

本節第一ニ於テ説明シタル寄留ニ關スル届出ハ孰レモ法定ノ期間迄ニ之ヲ爲スヘク其届出ヲ怠リタル者ハ五圓以下ノ過料ニ處セラルルモノトス
尙ホ届出ノ期間、管轄、義務者及ヒ届書ノ要件等ハ次節ヲ參照スヘシ

第二節 寄留其他ノ届出

第一 届出ノ期間（寄手、三一條乃至三七條）

（一）寄留届（寄留地ノ變更ヲ含ム）ハ住所又ハ居所ヲ定メタル日ヨリ十四日內ニ（二）寄留者カ同一市町村內ニ於テ寄留ノ場所ヲ變更シタルトキ即チ寄留所變更届ハ變更

ノ日ヨリ十日內ニ（三）寄留者其本籍又ハ住所ニ復籍シタル即チ復歸届ハ復歸ノ日ヨリ十日內ニ（四）寄留者カ住所ヲ居所ニ又ハ居所ヲ住所ニ變更シタルトキ即チ居住所變更届ハ其變更ノ日ヨリ十日內ニ（五）寄留事項ニ變更ヲ生シタルトキ即チ寄留事項變更届ハ其變更ヲ生シタル日ヨリ十日內ニ（六）寄留者カ新ニ寄留ノ場所ヲ定メスシテ寄留地ヲ退去シ又ハ朝鮮、臺灣、樺太、關東州若クハ外國ニ居住スル目的ヲ以テ寄留地ヲ退去スルトキ即チ退去届ハ其退去前ニ又（七）世帯主、場所ノ管理者、家主若クハ家屋ノ管理人カ寄留者ノ退去後二十日內ニ市町村長ヨリ其旨ノ通知ヲ受ケサルトキニ於テ爲スヘキ退去届ハ十日內ニ届出ルコトヲ要スルモノトス

第二 届出ノ管轄（寄手、二六條三二條乃至三七條）

（一）寄留届（寄留地變更ノ場合モ亦タ寄留届ナリ）（二）寄留所變更届（三）住所又ハ居所變更届（四）退去届又ハ（五）寄留事項變更届ハ孰レモ寄留地ニ之ヲ爲スヘク（六）復歸届ハ本籍地又ハ住所地即チ復歸地ニ之ヲ爲スコトヲ要スルモノトス、但シ世帯主場屋ノ管理者家主若クハ家屋ノ管理人ノ爲スヘキ退去届ハ原寄留地ニ之ヲ爲スコトヲ要スルモノトス、而シテ届書ハ壹通ニテ足り貳通ヲ要スル場合ハアルコトナシトス

第三 届出義務者（寄手、二四條三三條三七條）

寄留ニ關スル届出ハ原則トシテ寄留者、世帯ヲ同フスル者ニ付テハ世帯主ニ於テ其届出ヲ爲スコトヲ要ス、而シテ寄留者其届出ヲ爲スコト能ハサルトキハ同居者ニ於テ之ヲ爲スヘク又世帯主届出ヲ爲スヘキ場合ニ於テ之ヲ爲スコト能ハサルトキハ之ニ代リテ世帯ヲ管理スル者其届出ヲ爲スコトヲ要スルモノトス、然トモ此原則ニハ左ノ例外アリ

（一）寄宿所、宿舍其他多數同居ヲ目的トスル場屋（例ヘハ工場ノ合宿所、學校ノ寄宿舎、旅館又ハ下宿業ノ類）ノ寄留ニ付テハ其場所ノ管理ヲ爲ス者寄留ニ關スル届出ヲ爲スコトヲ要シ（二）寄留者カ本籍又ハ住所ニ復歸シタル場合ニ於ケル復歸届ハ寄留者本人ヨリ之ヲ届出ヘク又（三）世帯主、多數同居ヲ目的トスル場屋ノ管理者、家主又ハ家屋ノ管理人ヨリ爲スヘキ退去届ハ之等ノ者ヨリ之ヲ届出ルコトヲ要スルモノトス

第四 届書ノ要件（寄手、二八條三〇條乃至三八條）

届書ノ要件ハ各種ノ届書ニ共通ノモノト特別ノモノトアリ先ツ共通ノ要件ヲ掲ケ次キニ各種特別ノ要件ニ付キ其要項ヲ示サントス

（甲）届書共通ノ要件ハ届書ニハ本人ノ氏名及ヒ届出ノ年月日ヲ記載シ届出人又ハ其代理人ニ於テ之ニ署名捺印スルコトヲ要スルコト之ナリ、然レトモ署名スルコト能ハサル者ハ氏名ヲ代署セシメ印ヲ有セサル者ハ捺印スルヲ以テ足ル、但自ラ署名スル者ハ捺印スルコトヲ要セサルモノトス

（乙）次キニ各種ノ届書ニ付キ特別ノ要件ヲ示サハ即チ左ノ如シ

（イ）寄留届ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 寄留者ノ氏名及職業
- 二 世帯主ノ氏名及世帯主ト寄留者トノ續柄
- 三 寄留者ノ本籍、華士族ノ稱及出生ノ年月日
- 四 寄留者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名及戸主ト寄留者トノ續柄
- 五 配偶者アル者ニ付テハ其配偶者ノ氏名
- 六 本籍ナキ者及本籍分明ナラサル者ニ付テハ其事由
- 七 日本ノ國籍ヲ有セサル者ニ付テハ其ノ者ノ國籍又ハ其ノ者カ國籍ヲ有セサルコト
- 八 寄留ノ年月日及場所

九 寄留地ヲ變更シタル者ニ付テハ原寄留地

一〇 寄留ノ場所ノ住所又ハ居所ナルコト

一一 住所外ニ寄留スル者ニアリテハ其住所

右ノ外他人ノ所有スル家屋ニ寄留スル者ニアリテハ家主又ハ家屋管理人ノ承諾書ヲ添付シ又ハ其者ヲシテ届書ニ承諾ヲ爲シタル旨ヲ記載シ署名捺印セシムルコトヲ要ス、但他人ノ世帯ニ屬スル者ノ届出又ハ多數同居ヲ目的トスル場屋ノ寄留者ニハ之ヲ要セサルモノトス

(ロ) 寄留所變更届ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 原寄留所

二 新寄留所及變更ノ年月日

而シテ他人ノ所有ニ係ル家屋ニ寄留スル場合ニ於テハ其家主又ハ家屋管理人ノ承諾ニ付テハ(イ)ニ於ケル説明ニ同シ

(ハ) 復歸届ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 復歸シタル本籍又ハ住所

二 復歸ノ年月日

(ニ) 居住所變更届ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 居、住所

二 變更ノ年月日

(ホ) 寄留事項變更届ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 變更ヲ生シタル事項

二 變更ノ年月日

(ヘ) 退去届ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 寄留ノ場所、本籍

二 退去スヘキ年月日 但世帯主又ハ多數同居ヲ目的トスル場屋ノ管理者、家主又ハ家屋ノ管理人ヨリ爲ス退去届ニハ退去ノ年月日及ヒ知レタル退去先ヲ記載スルコトヲ要スルモノトス

以上ノ外各届書ニハ寄留簿ノ記載ヲ明瞭ナラシムル爲メ必要ナルモノハ之ヲ記載スルコトヲ要スルモノトス

尙ホ届出ニ付テハ左ノ書式ヲ参照スヘシ

●住所寄留届書式

其壹 自己所有ノ家屋ニ單獨ニテ寄留シタル場合

住所寄留届

(用紙半紙
届書一通)

本

籍 埼玉縣大里郡熊谷町龜住四拾七番地

戸主 島田幸造長男

寄留所及職業

東京市四谷區鹽町壹番地

官吏

寄留者

島田 信雄

年月日生

寄留ノ時 大正 年 月 日

右住所寄留致候間及御届候也

大正 年 月 日

東京市四谷區長 何 某殿

届出人 島田 信雄 印

(注意) 寄留者ニ配偶者アルトキハ何某ノ夫又ハ妻ト肩書ニ之ヲ記載スヘシ

◎住所寄留届書式

其貳 他人ノ所有スル家屋ニ單獨ニテ寄留シタル場合

住所寄留届

(用紙半紙
届書一通)

本

籍 静岡縣濱松市山下五番地

戸主 高田嘉三郎三男

寄留所及職業

東京市日本橋區本町五番地

木綿商

寄留者

高田 進吉

年月日生

寄留ノ時 大正 年 月 日

右住所寄留致候間及御届候也

大正 年 月 日

東京市日本橋區長 何 某殿
右寄留ヲ承諾候也

届出人 高田進吉印

東京市日本橋區本銀町拾參番地
家主又ハ(家屋管理人) 大野八平印

(注意) 第一例ノ注意ヲ參照スヘシ

◎住所寄留届書式

其參 世帯ニ屬スル者同時ニ寄留シタル場合

住所寄留届 (用紙半紙)

本 籍 青森縣青森市大字浦町壹番地

戸主大倉助松二男

寄留所及職業 東京市赤坂區檜町九番地

大工職

寄留者

大倉源次郎

同 源次郎妻 無職業

大倉コト

同 長男 無職業

大倉吉松

寄留ノ時 大正 年 月 日

右住所寄留致候間及御届候也

大正 年 月 日

世帯主 大倉源次郎印

東京市赤坂區長 何 某殿

右寄留ヲ承諾候也

東京市赤坂區檜町壹番地

家主又ハ(家屋管理人) 下田金之助印

●住所寄留届書式

其四 世帯ニ新ニ寄留シタル場合

住所寄留届

(用紙半紙
届書一通)

本籍 大阪市東區本町五番地

戸主 安西惣助三女

寄留所及職業 東京市日本橋區浪花町參番地

世帯主 近藤直三郎 下女

寄留者 安西キク

年月日生

寄留ノ時 大正年月日

右住所寄留致候間及御届候也

大正年月日

東京市日本橋區長 何 某殿

世帯主 近藤直三郎 印

(注意) 新ニ世帯ニ屬スル者ノ寄留届ニハ家主又ハ家屋管理人ノ承諾ハ之ヲ必要トセス

●住所寄留届書式

其五 寄留者ノ本籍分明ナラサル場合

住所寄留届

(用紙半紙
届書一通)

本籍 不詳

寄留所及職業 東京市下谷區萬年町四番地

日稼業

寄留者 花岡春吉

生不詳

寄留ノ時 大正年月日

右住所寄留致候間及御届候也

大正年月日

東京市下谷區長 何 某殿
右寄留ヲ承諾候也

届出人 花岡 春吉

東京市下谷區萬年町五番地

家主 熊岡政五郎 印

◎多數同居ヲ目的トスル場屋ニ寄留シタル場合

居所寄留届 (用紙半紙)

届書一通

本籍及職業 埼玉縣北埼玉郡須影村大字砂山五百番地

戸主梅田三郎二男學生

寄留者

梅田金之助

年月日生

寄留ノ時 大正 年 月 日

本籍及職業 東京府北多摩郡西府村本宿參番地

寄留者

戸主伊東鶴吉三男學生

伊東 豐九

年月日生

寄留ノ時 大正 年 月 日

本籍及職業 千葉縣夷隅郡大原町五番地

戸主中村セキ長女學生

寄留者

中村 春子

年月日生

寄留ノ時 大正 年 月 日

本籍及職業 大阪市東區天王寺町字追分七拾九番地

戸主官吏

寄留者

市田 幸司

年月日生

寄留ノ時 大正 年 月 日

本籍及職業 千葉縣長成郡茂原町八百八番地

寄留者 戶主山田省吾二男學生 山田立人 年月日生

寄留ノ時 大正年月日 右寄留所 東京市本郷區龍岡町五番地大正旅館

右居所寄留致候間及御届候也 大正年月日

東京市本郷區長 何 某殿 管理者 内田又三郎 印

(注意) 工場又ハ學校ノ宿舍等多數同居ヲ目的トスル場屋ノ寄留亦タ本例ニ準スヘシ

◎住所外ニ居所寄留シタル場合

居所寄留届 (用紙半紙 届書一通) 本 籍 福島市字杉妻町六拾五番地

寄留住所 戶主井谷富吉二男 東京市下谷區金杉町百七拾番地 寄留居所及職業 東京市日本橋區左内町八番地 吳服商

寄留者 井谷富次郎 年月日生

寄留ノ時 大正年月日 右居所寄留致候間及御届候也 大正年月日

東京市日本橋區長 何 某殿 届出人 井谷富次郎 印 右寄留ヲ承諾候也 東京市日本橋區通壹丁目壹番地 家主又ハ(家屋管理人) 日下部義太郎 印

●居所寄留届書式

其壹 自己所有ノ家屋ニ單獨ニテ寄留シタル場合

居所寄留届

(用紙半紙
届書一通)

本

籍

東京府南多摩郡八王子町小安五番地

戸主 福田正己二男

寄留所及職業

東京市麻布區本村町參番地

吳服商

寄留者

福田正太郎

年月日生

寄留ノ時

大正年月日

右居所寄留致候間及御届候也

大正年月日

東京市麻布區長 何

某殿

届出人

福田正太郎

印

(注意)

寄留者ニ配偶者アルトキハ何某ノ夫又ハ妻ト肩書ニ之ヲ記載スヘシ

●居所寄留届書式

其貳 他人ノ所有スル家屋ニ單獨ニテ寄留シタル場合

居所寄留届

(用紙半紙
届書一通)

本

籍

大阪市東區本町四丁目參番地

戸主 竹中半助三男

寄留所及職業

東京市麴町區上二番町壹番地

官吏

寄留者

竹中東次郎

年月日生

寄留ノ時

大正年月日

右居所寄留致候間及御届候也

第三章 寄留ニ關スル届出

大正 年 月 日

東京市麴町區長 何 某殿

届出人 竹中東次郎 印

右寄留ヲ承諾候也

東京市麴町區三番町四拾九番地
家主又ハ(家屬管理人)

大 田 謙 彦 印

(注意) 第一例ノ注意ヲ參照スヘシ

●居所寄留届書式

其參 世帯ニ屬スル者同時ニ寄留シタル場合

居所寄留届

(用紙半紙
届書一通)

本 籍 山形市香澄町貳拾八番地戸主
寄留所及職業 東京市赤坂區福吉町壹番地

大工職

寄 留 者

大 山 捨 吉

同 捨吉妻 無職業

大 山 卜 ヨ

同 捨吉長女 無職業

大 山 ア キ

寄 留 ノ 時 大正 年 月 日

世帯主 大 山 捨 吉 印

右居所寄留致候間及御届候也

大正 年 月 日

東京市赤坂區長 何 某殿

右寄留ヲ承諾候也

東京市赤坂區福吉町拾番地
家主又ハ(家屋管理人) 松下 豊七 印

●居所寄留書式

第四 世帯ニ新ニ寄留シタル場合

居所寄留届

(用紙半紙
届書一通)

本

籍

東京市京橋區桶町參番地

戸主井出民次二女

寄留所及職業

東京市芝區琴平町五番地

世帯主

橋本豊來 下女

寄留者

井出

トミ
年月日生

寄留ノ時 大正 年 月 日

右居所寄留致候間及御届候也

大正 年 月 日

世帯主 橋本 豊來 印

東京市芝區長 何 某殿

(注意) 新ニ世帯ニ屬スル者ノ寄留届ニハ家主又ハ家屋管理人ノ承諾ハ之ヲ必要トセス

●居所寄留書式

其五 寄留者ノ本籍ノ分明ナラサル場合

居所寄留届

(用紙半紙
届書一通)

本

籍

不詳

寄留所及職業

東京市京橋區入船町壹丁目九番地

木挽職

寄留者

松岡 鎌太郎

寄留ノ時 大正年月日

右居所寄留致候間及御届候也

大正年月日

届出人 松岡鎌太郎 印

東京市京橋區長 何 某殿

右寄留ヲ承諾候也

東京市京橋區入船丁參丁目參番地
家主又ハ(家屬管理人) 佐久田 三太郎 印

◎寄留地變更(轉寄留)シタル場合

住所寄留届

(用紙半紙
届書一通)

本 籍 福井市佐久良下町

戸主大澤重三郎五男

原寄留所 名古屋市中區門前町五番地

新寄留所及職業 東京市芝區金助町八番地

鐵工職

寄留者

大澤 兼吉

年月日生

寄留ノ時 大正年月日

右住所轉寄留致候間及御届候也

大正年月日

届出人 大澤 兼吉 印

東京市芝區長 何 某殿

右寄留ヲ承諾候也

東京市芝區露月町五番地
家屋管理人 増田三四郎 印

(注意) 届書ニハ轉寄留又ハ寄留地變更ト記載スルモ亦タ可ナリ

●寄留所變更届書式

寄留所變更届

(用紙半紙
届書一通)

原寄留所 東京市日本橋區住吉町參番地
新寄留所 區北槇町九番地
寄留者 松本金次郎

年月日生

寄留所變更ノ日 大正 年 月 日

右寄留所變更致候間及御届候也

大正 年 月 日

届出人 松本金次郎 印

東京市日本橋區長 何 某殿

右寄留ヲ承諾候也

東京市日本橋區上槇町壹番地
家主又ハ家屋管理人) 氏 家 明 次 印

●居住所變更届書式

居住所變更届

(用紙半紙
届書一通)

寄留居所 東京市京橋區五郎兵衛町壹番地
寄留者 中山 臺 藏

年月日生

變更ノ時 大正年月日

右住所ニ變更致候間及御届候也
大正年月日

届出人 中山 臺藏 印

東京市京橋區長 何 某殿

(注意) 住所ヲ居所ニ變更シタル場合亦タ本例ニ準スヘシ

●寄留事項變更届書式

寄留事項變更届

(用紙半紙
届書一通)

寄留所 東京市京橋區新當町五丁目拾番地

無職業

寄留者

福田 富次郎

年月日生

變更ノ時 大正年月日

右職業ヲ(何々)ニ變更致候間及御届候也

大正年月日

届出人 福田 富次郎 印

東京市京區區長 何 某殿

●復歸届書式

其壹 本籍ニ復歸シタル場合

復歸届

(用紙半紙
届書一通)

本籍 東京市下谷區二長町六拾番地

戸主内田佐兵衛孫

寄留所 同市四谷區鹽町壹丁目五番地

内田時次郎
年月日生

復歸ノ時 大正年月日
右復歸致候間及御届候也
大正年月日

届出人 内田時次郎 印

東京市下谷區長 何 某殿

●復歸届書式

其貳 住所外ニ寄留シタル者住所ニ復歸シタル場合

復歸 届 (用紙半紙 届書一通)
寄留住所 東京市淺草區象潟町壹番地
寄留居所 大阪市西區戶崎町貳丁目拾番地

大野啓三郎
年月日生

寄留者

復歸ノ時 大正年月日

右住所ニ復歸致候間及御届候也

大正年月日

届出人 大野啓三郎 印

東京市淺草區長 何 某殿

●退去届書式

其壹 新ニ寄留所ヲ定メス退去スル場合

退去 届 (用紙半紙 届書一通)
寄留所 東京市芝區櫻川町五番地
寄留者 松田貞三

年月日生

退去ノ時 大正年月日

右新ニ寄留所ヲ定メテ退去致候間及御届候也

大正年月日

届出人 松田貞三[㊟]

東京市芝區長 何 某殿

●退去届書式

其貳 朝鮮、臺灣、樺太、關東洲又ハ外國ニ居住スル

目的ヲ以テ退去スル場合

退去届 (用紙半紙)

(届書一通)

寄留所 東京市麴町區元園町貳番地

寄留者 山口知之

年月日生

退去ノ時 大正年月日

右(何々)へ退去候間及御届候也

大正年月日

届出人 山口知之[㊟]

東京市麴町區長 何 某殿

●退去届書式

其參 世帯主、管理者、家主又ハ家屋管理人ヨリ爲ス場合

退去届 (用紙半紙)

(届書一通)

寄留所 東京市京橋區西紺屋町壹番地

寄留者 大村益五郎

年月日生

退 去 ノ 時 大正 年 月 日

右(何々)又ハ退去先不詳へ退去致候間及御届候也

大正 年 月 日

届出人

世帯主、管理者、家主
又ハ家屋管理人 何

某 ㊦

東京市京橋區長 何 某殿

第四章 裁判所ニ對スル申立及ヒ申請

第一節 通 則

(一) 申立又ハ申請書ノ記載ヲ爲スニハ文字ハ明瞭ナルコトヲ要ス、隨テ文字ハ改竄スヘカラス若シ訂正、挿入又ハ削除ヲ爲シタルトキハ其字數ヲ欄外ニ記載シ之ニ認印スヘク又其書類數葉ニ涉ルトキハ各葉ノ綴リ目ニ契印スルコトヲ要スルモノトス

(二) 申立又ハ申請書ニ記載スヘキ事實ニ關スル事項ハ其請求ニ直接且必要ナルモノノミニ止メ其必要ナル證據書類ハ之ヲ添付スルコトヲ要スルモノトス
(三) 申立及ヒ申請ノ用紙ハ現今ハ美濃紙ヲ使用スヘキモ大正四年四月一日ヨリ半紙ヲ使用スヘキコトニ改定セラレタルヲ以テ同日以降ハ總テ半紙ヲ使用スヘキモノトス尚ホ申立又ハ申請ノ管轄、其權利者及ヒ貼付ノ印紙額ニ付テハ各個ノ事件ニ付キ之ヲ參照スヘシ

第二節 戸籍訂正許可ノ申請

第一 申請ヲ爲シ得ヘキ場合(戸、三九條一六四條一六五條)

申請ヲ爲シ得ヘキ場合ハ(イ)戸籍ノ記載カ法律上許スヘカラサルモノナルトキ又ハ戸籍ノ記載カ錯誤若クハ遺漏アルトキ(ロ)届出ニ因リ效力ヲ生スヘキ行爲ニ付キ戸籍ノ記載ヲ爲シタル後其行爲ノ無効ナルコトヲ發見シタルトキ之ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

第二 申請人(戸、三九條一六四條一六五條)

申請ヲ爲シ得ヘキ者ハ(イ)ノ場合ニハ利害關係人ヨリ(ロ)ノ場合ニハ届出人又

ハ届出事件ノ本人ヨリ之ヲ爲スヘク又(イ)ノ場合ニ於テ市町村長カ其許スヘカラサルモノナルコト又ハ錯誤若クハ遺漏ヲ發見シ其届出人又ハ届出事件本人ニ其旨通知シタルモ戸籍訂正ノ申請ヲ受ケサルトキ又ハ其旨ノ通知ヲ爲ス能ハサルトキハ市町村長ヨリ之ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

第三 申請ノ管轄(戸、三九條一六四條一六五條)

申請ノ管轄ハ孰レノ場合ニ於テモ其戸籍ノ存スル市役所又ハ町村役場ヲ管轄スル區裁判所ナリトス而シテ申請書ニハ孰レノ場合ニ於テモ收入印紙貳拾錢ヲ貼付スルコトヲ要スルモノトス(民訴印紙法、一六條)

尙ホ戸籍訂正許可ノ申請ニ付テハ第二章第一節中戸籍ノ訂正ニ關スル説明及ヒ左ノ書式ヲ參照スヘシ

戸籍訂正許可申請書

東京市芝區明舟町九番地

戸主無職業

申請人

山本

道了

年月日生

申請ノ原因タル事實

右申請人ハ 年 月 日生ナルニ大正 年 月 日東京市京橋區具足町九番地ヨリ當町ニ轉籍スル際芝區役所ニ於テ誤テ申請人ノ戸籍ニ 年 月 日生ト記載セラレタルニ因リ茲ニ戸籍訂正許可ノ申請ヲ致ス次第ニ候

申請ノ趣旨

芝區役所備付ノ戸籍簿中右申請人ノ生年月日ノ項ニ 年 月 日トアルヲ 年 月 日ト訂正ノ許可相成度候也

證據書類

一戸籍謄本

大正 年 月 日

右

山本 道了 ㊟

東京區裁判所

判事 何 某殿

(注意) 戸、一六四條一六五條非訟法、一條ヲ参照スヘシ

戸籍訂正許可申請書

東京市麴町區五番町五番地

會社員

申請人

古野市太郎

年月日生

申請ノ原因タル事項

右申請人ハ東京市神田表神保町壹番地戸主岡本清ノ養子ナリシモ大正 年 月 日
協議離縁届出ノ上實家ナル東京市麴町區五番地戸主古野平右衛門方へ復籍シ
タル處其當時區長ニ於テ除籍ノ手續ヲ爲ササリシカ爲メ複本籍ヲ有スルニ至リ候ニ
付茲ニ戸籍訂正許可ノ申請ヲ致ス次第ニ候

申請ノ趣旨

右申請人ノ左ノ複本籍ヲ除籍スヘキ旨ノ許可相成度候也

東京市神田區表神保町壹番地戸主岡本清養子

市太郎

年月日生

證據書類

一戸籍謄本

一離縁届受理ノ證明書

大正 年 月 日

右

古野市太郎 印

東京區裁判所

判事 何 某殿

(注意) 戸、一六四條一六五條非訟法、一條ヲ参照スヘシ

戸籍訂正許可申請書

東京市牛込區築土八幡百六拾番地士族
官吏

申請人 森 田 進
年月日生

申請ノ原因タル事實

右申請人ハ大正 年 月 日東京市牛込區築土八幡百六拾番地戸主森田正身三女い
と婿養子婚姻ヲ爲シ其届書ヲ牛込區役所ニ差出ス際自己ノ生年月日ヲ 年 月
日生ト記載スヘキヲ誤テ 年 月 日生ト記載シタルニ因リ戸籍ニ錯誤ヲ生ス
ルニ至リ候ニ付茲ニ戸籍訂正許可ノ申請ヲ致ス次第ニ候

申請ノ趣旨

牛込區役所備付ノ戸籍簿中申請人ノ生年月日ノ項ニ 年 月 日トアルヲ 年
月 日ト訂正ノ許可相成度候也

一戸籍ノ謄本 證據書類

大正 年 月 日

右

森 田 進 印

東京區裁判所

判事 何 某殿

(注意) 戸、一六四條一六五條非訟法、一條ヲ参照スヘシ

第三節 就籍許可ノ申請

第一ノ申請ヲ爲シ得ヘキ場合(戸、一六〇條)

申請ヲ爲シ得ヘキ場合ハ本籍ヲ有セサル總テノ場合ニシテ其原因ノ何タルヲ問ハサ
ルナリ、唯タ出生届出漏ニ係ル場合ニ於テハ届出義務者ヨリ出生届ヲ爲スヘキモノ
ナルヲ以テ就籍ノ手續ヲ爲スコト能ハスト雖モ此場合ニ於テモ出生届出義務者現存
セサルトキハ就籍ノ手續ニ依ルヘキモノトス(戸、一六〇條七二條)

第二 申請人(戸、一六〇條)

申請ヲ爲シ得ヘキ者ハ本籍ヲ有セサル者ナリトス

第三 申請ノ管轄(戸、一六〇條)

申請ノ管轄ハ其原因ノ如何ニ拘ハラズ就籍セント欲スル地ヲ管轄スル區裁判所ナリ、而シテ申請書ニハ其無籍ナル原因ヲ問ハス收入印紙貳拾錢ヲ貼付スルコトヲ要スルモノトス(民訴印紙法、一六條)

尙ホ就籍許可ノ申請ニ付テハ第一章第二十節中就籍ニ關スル説明及ヒ左ノ書式ヲ參照スヘシ

就籍許可申請書

東京市神田區三河町拾番地

無職業

申請人

中村

こご

年月日生

申請原因タル事實

右申請人ハ戸主中村豊七郎ニ隨ヒ大正 年 月 日東京市芝區神明町參拾番地ヨリ

轉籍シタル者ナルモ當時ノ神田區長ニ於テ誤テ戸籍ノ記載ヲ爲ササリシ爲メ本籍ヲ有セサルニ至リ候ニ付茲ニ就籍許可ノ申請ヲ致ス次第ニ候

申請ノ趣旨

右申請人ヲ左ノ通り就籍セシムヘキ旨ノ許可相成度候也

東京市神田區三河町拾番地

戸主中村豊七郎姪

父 中村幸兵衛 三女

母 中村幸兵衛 三女

こご

年月日生

證據書類

一戸籍謄本

大正 年 月 日

右

中村

こご

印

東京區裁判所

判事 何 某殿

(注意) 戶、一六〇條非訟法、一條ヲ參照スヘシ

第四節 禁治產及ヒ準禁治產ニ關スル申立

第一 申立ヲ爲シ得ヘキ場合(民、七條一〇條一一條二三條)

(一) 禁治產ノ申立ヲ爲シ得ヘキ場合ハ本人カ心神喪失ノ常況ニ在ル場合ニシテ又準禁治產ノ申立ヲ得ヘキ場合ハ本人カ精神上又ハ身體上健全ヲ缺ク場合ナリ、而シテ禁治產ノ原因タル心神喪失ノ常況ニ在ルトハ意思能力ナキ常態ニ在ルヲ指シ其狀態ハ間斷ナク繼續スルコトヲ要スルニアラス意思能力ナキ常態ニ在ルトキハ時ニ本心ニ回復スルコトアルモ之ヲ心神喪失ノ常況ニ在ルモノト稱スルコトヲ妨ケス、又準禁治產申立ノ原因ハ即チ下ノ如シ(イ)心神耗弱者(ロ)聾者(ハ)啞者(ニ)盲者(ホ)浪費者之ナリ、其(イ)ハ精神ノ作用充分ナラサル者(ロ)ハ聽力ヲ缺ク者(ハ)語能ヲ

缺ク者(ニ)視力ヲ缺ク者(ホ)財產濫費ノ性癖アル者ナルカ爲メニシテ畢竟以上ノ者ハ自ラ行爲ヲ爲スコト能ハス又ハ行爲能力ヲ有スルモ其智慮充分ナラサル者ナルヲ以テ特別ノ制度ヲ設ケ之ヲ保護スルコトヲ要ス、之レ此制度ヲ生スル所ナリ

(二) 禁治產、準禁治產ハ以上ノ場合ニ於テ之ヲ申立ヲ爲スコトヲ得ヘシト雖モ其宣告ヲ受ケタル者ニシテ其原因止ミタルトキハ裁判所ハ其宣告取消ノ申立ニ基キ之ヲ取消スコトヲ要スルモノトス

(三) 禁治產ノ宣告ヲ受ケタル者(禁治產者)ハ之ヲ後見ニ付シ又準禁治產ノ宣告ヲ受ケタルモノ(準準禁治產者)ハ之ヲ保佐人ニ付スルコトヲ得ルモノトス、隨テ禁治產者ノ法律行爲ハ主トシテ後見人ニ代表セラレ又準禁治產者ハ重要ナル財產ニ關スル行爲ニ付テハ保佐人ノ同意ヲ受クルコトヲ要ス若シ其同意ナクシテ之ヲ爲シタルトキハ其行爲ハ取消シ得ルモノトス(民、八條九條一二條九二三條)但禁治產者ト雖モ隱居、婚姻、離婚、認知、縁組、離縁又ハ遺言ニ付テハ獨立シテ之ヲ爲スコトヲ得ヘキモノトス(民、七五六條七七四條八一〇條八二八條八四七條八六七條一〇六二條)

第二 申立人(民、七條一〇條一三條)

禁治產ノ申立ヲ爲シ得ヘキ者ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、戶主、後見人、保

佐人又ハ檢事ニシテ又準禁治産ノ申立ヲ得ヘキ者ハ前掲ノ中保佐人ヲ除キタル其他ノ者ナリトス、而シテ禁治産又ハ準禁治産宣告取消ノ申立ヲ爲シ得ヘキ者亦タ同一ナリトス

第三 申立ノ管轄（人訴法、四〇條六三條六七條）

禁治産又ハ準禁治産ノ申立又ハ其取消ノ申立ハ本人ノ住所地ヲ管轄スル地ノ區裁判所ナリトス、而シテ禁治産、準禁治産ノ申立書又ハ其取消ノ申立書ニハ收入印紙貳拾五錢ヲ貼付スルコトヲ要スルモノトス（民訴印紙法、三條一〇條）
尚ホ禁治産者及準禁治産者ニ付テハ第一章第八節第三項ノ説明及ヒ左ノ書式ヲ参照スヘシ

禁治産宣告申立書

住 所	東京市日本橋區傳馬町貳丁目拾參番地
戶主藥種商	
申立人	大村 助五郎
住 所	同 所
	年月日生

無職業

被申立人

大村 重次郎

年月日生

申立ノ原因タル事實

右被申立人ハ申立人ノ何男ナルモ大正 年 月 日頃ヨリ精神ニ異狀ヲ呈シ何區町某醫師ニ診察セシメタルニ狂燥性癡癩ナリトノ診斷ヲ得タルニ付キ其後療養ヲ加ヘ來リタルモ病勢益々昂マリタルヲ以テ更ニ 年 月 日ヨリ 癡癩病院ニ入院治療ヲ加ヘ居ルモ依然心神喪失ノ常況ニ有之候ニ付無止茲ニ禁治産ノ申立ヲ爲ス次第ニ有之候

申立ノ趣旨

右被申立人ニ對シ禁治産者トシテ宣告相成度候也

證據方法ノ表示

- 一 醫師ノ診斷書
- 一 戶籍ノ謄本

大正 年 月 日

右

東京區裁判所

大村助五郎 ㊟

判事 何 某殿

(注意) 民、七條人訴法、四〇條以下ヲ參照スヘシ

禁治產宣告取消申立書

住所 東京市日本橋區傳馬町貳丁目拾參番地

無職業

申立人 大村重次郎

年月日生

住所 同 町

藥種商

被申立人 大村助五郎

年月日生

申立人ノ原因タル事實

右被申立人ハ大正 年 月 日申立人ヲ心神喪失者トシテ禁治產宣告ノ申立ヲ爲シ
大正 年 月 日御廳第 號決定ヲ以テ申立人ニ對シ禁治產者ノ宣告セラレタルモ
爾來申立人ハ 瘋癲病院ニ於テ療養ノ結果現今ハ全ク健康回復シ心神亦タ完全ナ
ルニ至リ禁治產ノ原因止ミタルニ因リ禁治產宣告ノ取消ヲ申立ツル次第ニ有之候
申立ノ趣旨

右申立人ニ對スル大正 年 月 日ノ禁治產宣告ノ決定ハ取消相成度候也

證據方法ノ表示

一 醫師ノ證明書

一 禁治產宣告決定ノ謄本

大正 年 月 日

右

大村重次郎 ㊟

東京區裁判所

判事 何 某殿

(注意) 民、一〇條人訴法、六三條以下ニ参照スヘシ

準禁治產宣告申立書

住所 東京市淺草區千束町百五拾番地

酒商

申立人

龜澤

鶴松

住所 東京市下谷區車坂町千五拾番地

酒商

被申立人

龜澤

利吉

申立ノ原因タル事實

右被申立人ハ申立人ノ二男ニシテ大正 年 月 日其肩書地ニ分家シタルモノナル

モ被申立人ハ近來酒色ニ耽リ職業ハ勿論妻子アル身ナルニ拘ラス毫モ之ヲ顧ミス商
品家財等差別ナク之ヲ賣却シ遊蕩ノ資ニノミ充テシコトヲ圖リ家産ハ爲メニ蕩盡セ
ラレ家族ハ當ニ饑餓ニ泣クノ状態ニ有之隨テ重要ノ行爲モ亦自ラ爲スニ放擲スルト
キハ忽チ倒産ヲ免カル能ハスシテ親子ノ情義全ク忍ヒ難ク爲メニ浪費者トシテ準禁
産ノ申立ヲ爲ス次第ニ有之候

申立ノ趣旨

右被申立人ニ對シ準禁治產者トシテ宣告相成度候也

證據方法ノ表示

一家族竝ニ親族ノ供述書

一戸籍謄本

大正 年 月 日

右

龜澤 鶴松 印

東京區裁判所

判事 何 某殿

(注意) 民、一一條人訴法、六七條ヲ參照スヘシ

準禁治產宣告取消申立書

住所 東京市淺草區千束町百五拾番地

酒商

申立人

龜澤 鶴松

年月日生

住所 東京市下谷區車坂町千五拾番地

酒商

被申立人

龜澤 利吉

年月日生

申立ノ原因タル事實

右被申立人ハ大正 年 月 日申立人ノ申立ニ因リ大正 年 月 日御廳 號決定ヲ以テ準禁治產者ノ宣告セラレタルモ被申立人ハ其後翻然悔悟シ爾來身ヲ慎ミ職

業ヲ勵ミ妻子ヲ愛撫シ全ク浪費ノ原因止ミタルニ因リ茲ニ準禁治產宣告取消ノ申立ヲ爲ス次第ニ有之候

申立ノ趣旨

右被申立人ニ對スル大正 年 月 日ノ準禁治產宣告ノ決定ハ取消相成度候也

證據方法ノ表示

一 家族竝ニ親族ノ供述書

一 準禁治產宣告決定ノ謄本

大正 年 月 日

右

龜澤 鶴松 (印)

東京區裁判所

判事 何 某殿

(注意) 民、一三條人訴法六七條ヲ參照スヘシ

第五節 隱居許可ノ申請

第一 申請ヲ爲シ得ヘキ場合（民、七五三條七五四條）

隱居許可ノ申請ハ戶主カ滿六十年ニ達セス及ヒ完全ノ能力ヲ有スル家督相續人カ相續ノ單純承認ヲ得サルトキニ於テ其戶主カ（イ）疾病、本家ノ相續又ハ再興其他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ爾後家政ヲ執ルコト能ハサルトキ又ハ（ロ）婚姻ニ因リテ他家ニ入ラント欲スル場合ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

第二 申請人（民、七五三條七五四條）

隱居許可ノ申請ヲ爲シ得ヘキ者ハ隱居セントスル戶主ヨリ之ヲ爲スヘク他人ヨリハ之ヲ爲スコト能ハサルモノトス

第三 申請ノ管轄（非訟法九〇條）

隱居許可ノ申請ハ隱居ヲ爲サントスル戶主ノ住所地ヲ管轄スル區裁判所ナリトス、而シテ申請書ニハ法定ノ推定家督相續人又ハ家督相續人タルコトヲ承認シタル者ヲ表示シ且其者ヲシテ署名捺印セシムヘク又隱居ヲ爲スノ事由如何ヲ問ハス總テ收入印紙貳拾錢ヲ貼付スルコトヲ要スルモノトス（民訴印紙法、一六條非訟法、九〇條）

尚ホ隱居許可ノ申請ニ付テハ第一章第九節隱居ニ關スル説明及ヒ左ノ書式ヲ參照スヘシ

隱居許可申請書

住所 東京市京橋區南鍛冶町拾九番地

戶主大工職

申請人 增田 幸之助

年月日生

住所 同 所

大工職幸之助弟

指定家督相續人 增田 幸雄

年月日生

申請ノ原因タル事實

右申請人增田幸之助ハ東京市日本橋區濱町壹番地無職業女戶主梅田さく方へ入夫婚姻ヲ爲スコトト成リタルモ申請人ハ年滿六十年未滿ニシテ且法定ノ相續人ナキニ因

リ實弟幸雄ヲ家督相續人ニ指定シ其承認ヲ得テ茲ニ隱居ノ申請ヲ致候

右申請人ニ隱居ノ許可相成度候也

申請ノ趣旨

證據書類

一 戶籍ノ謄本

一 入夫婚姻ノ證明書

一 家督相續ノ承認書

大正 年 月 日

右

增田幸之助 ㊦

指定家督相續人 增田幸雄 ㊦

東京區裁判所

判事 何 某殿

(注意) 民、七五三條七五四條非訟法、九〇條ヲ參照スヘシ

證明書

東京市京橋區南鍛冶町拾九番地

入 夫 增田幸之助

同 市日本橋區濱町壹番地

妻 梅田さく

右當事者間ニ於テ入夫婚姻ヲ爲スノ約整タルニ相違無之此段證明候也

大正 年 月 日

東京市日本橋區本町壹丁目五番地

平民左官職

媒酌人 岡田東一 ㊦

年 月 日生

同 市京橋區中橋和泉町九番地

士族ブリキ職

媒酌人

山口初五郎 ㊦

年月日生

承認書

東京市京橋區南鍛冶町拾九番地戸主平民

増田幸之助

右實兄幸之助隱居ノ上ハ拙者ニ於テ家督ヲ相續可致此段承認致候也

大正 年 月 日

弟 右 増田幸雄 ㊦

隱居許可申請書

住所 東京市芝區金杉町五番地

戸主金物商

申請人 太田儀平

年月日生

住所 同 所

儀平長男無職

法定ノ推定 家督相續人 太田金一

年月日生

申請ノ原因タル事實

右申請人太田儀平ハ戸主ナルモ大正 年 月 日頃ヨリ疾病ニ罹リ爾來充分ノ療養相加ヘ來リタルモ未タ全癒ニ至ラス到底家政ヲ執ルコト能ハス然ルニ申請人及ヒ家督相續人トモ未タ法定ノ年齢ニ達セサルニ依リ茲ニ隱居許可ノ申請ヲ爲ス次第ニ候

申請ノ趣旨

右申請人太田儀平ノ隱居許可相成度候也

證據書類

一 戸籍謄本

一 醫師ノ診斷書

大正 年 月 日

右

法定ノ推定
家督相續人
太田儀平
太田金一

東京區裁判所
判事 何 某殿

(注意) 民、七五三條七五四條非訟法、九〇條ヲ參照スヘシ

隱居許可申請書

住所 東京市麻布區永坂町五番地

戸主無職業

申請人 杉野與助

年月日生

住所 東京市走坂區表町參丁目貳番地

戸主松本八平二男

指定ノ家督相續人 松本金次郎

年月日生

申請ノ原因タル事實

右申請人杉野與助ハ東京市四谷區鹽町五番地戸主杉野仁右衛門ノ弟ニシテ大正 年 月 日同家ヨリ分家シタルモノナルニ今般單身戸主タル右本家ノ戸主大正 年 月 日死亡シ其親族會ニ於テ申請人ヲ家督相續人ニ選定シタルニ付申請人ハ六十年未滿ニシテ且法定ノ家督相續人ナキヲ以テ東京市赤坂區表町參丁目貳番地戸主松本八平二男松本金次郎ヲ家督相續人ニ指定シ其承認ヲ得タルニ依リ茲ニ隱居許可ノ申請ヲ爲ス次第ニ候

申請ノ趣旨

右申請人杉野與助ノ隱居許可相成候也

證據書類

一戸籍謄本
一親族會ノ決議書ノ謄本
一家督相續承認書
大正 年 月 日

右

指定ノ家督相續人
杉野 與助 印
松本 金次郎 印

東京區裁判所
判事 何 某殿

(注意) 民、七五三條七五四條非訟法、九〇條ヲ參照スヘシ

承認書

東京市麻布區永坂町五番地

戸主無職業

杉野 與助
年月日生

右戸主杉野與助隱居致候上ハ拙者ニ於テ其家督ヲ相續可致此段承認致候也

大正 年 月 日

東京市赤坂區表町參丁目貳番地

戸主松本八平二男

松本 金次郎 印
年月日生

右家督相續ノ承認ニ付同意致候也

金次郎ノ父 松本 八平 印
年月日生

第六節 失踪ニ關スル申立

第一 申立ヲ爲シ得ヘキ場合（民、三〇條三二條）

失踪宣告ノ申立ハ不在者ノ生死カ七年間分明ナラサルトキ又ハ戰地ニ臨ミタル者、沈没シタル船舶中ニ在リタル者其他死亡ノ原因タルヘキ危難ニ遭遇シタル者ニ付キ其生死カ戰爭ノ止ミタル後、船舶ノ沈没シタル後又ハ其他ノ危難ノ去リタル後三年間分明ナラサルトキニ於テノミ之ヲ爲スコトヲ得ヘク、又失踪宣告取消ノ申立ハ其失踪者ノ生存スルコト又ハ前掲ノ期間滿了ノ時ト異ナリタル時ニ死亡シタルコトノ證明アルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

第二 申立人（民、三〇條三二條）

失踪宣告ノ申立又ハ其取消ノ申立ハ利害關係人例ヘハ其相續人、配偶者、債權者、保證人又ハ連帶債務者ヨリ之ヲ爲スヘク、又其取消ノ申立ニハ本人ヨリモ亦之ヲ爲スコト（本人カ生存スル場合ニ其適用ヲ觀ル）ヲ得ルモノトス

第三 申立ノ管轄（人訴法、七〇條）

失踪宣告ノ申立又ハ其取消ノ申立ハ不在者ノ住所地ノ區裁判所ニ之ヲ爲スヘク、而

シテ申立書ニハ其宣告ノ申立タルト又取消ノ申立タルトヲ問ハス收入印紙貳拾五錢ヲ貼付スルコトヲ要スルモノトス（民訴印紙法、三條一〇條）
尙ホ失踪ニ關スル申立ニ付テハ第一章第十節失踪ニ關スル説明及ヒ左ノ書式ヲ參照スヘシ

失踪宣告申立書

住所	東京市日本橋區五郎兵衛町三百五拾參番地
	平民洋酒商債權者
申立人	遠藤 佐治 平
	年月日生
住所	東京市麴町區平河町六丁目八番地
	平民酒商
不在者	野島 太次郎
	年月日生

申立ノ原因タル事實

右不在者野島太次郎ハ 年 月 日無斷外出ヲ爲シタル儘歸來セス其年七年ヲ經過スル今日ニ至テモ何等ノ音信ナク隨テ其生死モ亦タ分明ナラサルニ付右不在者ニ對シ失踪宣告ノ申立ヲ爲ス次第ニ有之候

申立ノ趣旨

右不在者野島太次郎ニ對シ失踪宣告相成度候也

證據書類

- 一不在證明書
- 一戸籍謄本

大正 年 月 日

右

遠藤 佐治平 印

東京區裁判所

判事 何 某殿

(注意) 民、三〇條人訴法、七〇條以下ヲ參照スヘク又失踪期間ヲ異ニスル場合ニ於テモ亦タ本例ニ準スヘシ

失踪宣告取消申立書

住所 東京市麴町區平河町六丁目八番地

平民酒商

申立人 野島 太次郎

年月日生

申立ノ原因タル事實

東京市日本橋區五郎兵衛町三百五拾參番地平民洋酒商遠藤佐治平ハ右申立人ヲ七年間生死不分明ノモノナリトシテ失踪宣告ノ申立ヲ爲シ爲メニ御廳大正 年(何)第何號失踪事件トシテ大正 年 月 日ヲ以テ右申立人ニ對シ失踪宣告ノ裁判アリタルモ右申立人ハ死亡シタルモノニ非スシテ全ク現ニ生存スルモノナルニ因リ茲ニ該宣告取消ノ申立ヲ爲ス次第ニ候

申立ノ趣旨

右申立人野島太次郎ニ對シ大正 年 月 日爲サレタル失踪宣告取消相成度候也

證據書類

一 申立人現ニ生存ノ證明書

一 失踪宣告判決謄本

大正 年 月 日

右

野島太次郎印

東京區裁判所

判事 何 某殿

(注意)

民、三二條人訴法、七一條ヲ參照スヘク又取消ノ原因ヲ異ニスル場合ニ於テモ亦タ本例ニ準スヘシ

第七節 家督相續ニ關スル申請

第一項 家督相續人選定順序變更及ヒ

不選定許可ノ申請

第一 申請ヲ爲シ得ヘキ場合(民、九八三條九八五條)

變更許可ノ申請ハ法定ノ家督相續人及ヒ指定ノ家督相續人ナキ場合即チ家督相續人ヲ選定スヘキ場合ニ於テ之ヲ爲シ得ルモノトス又選定ノ許可ノ申請ハ以上ノ場合及ヒ下ノ順序ニ從ヒ其家族タル第一 配偶者但家女ナルトキ第二 兄弟第三 姉妹第四 第一號ニ該當セサル配偶者第五 兄弟姉妹ノ直系卑屬ノ中ヨリ其相續人ヲ選定スヘキ場合ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ルモノトス而シテ其順序變更又ハ不選定ニ付テハ孰レモ正當ノ事由アル場合ニ限ルヘキヤ勿論トス

第二 申請人(民、九八三條九八五條)

此申請ヲ爲シ得ヘキ者ハ家督相續人ヲ選定スヘキ者即チ被相續人ノ家ニ父アルトキハ父、父アラサルトキ又ハ父カ意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ母、父母共ニ其

意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ親族會ナルヲ以テ其者ヨリ之ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

第三 申請ノ管轄（非訟法、九四條民、九六五條）

申請ノ管轄ハ選定順序變更及ヒ不選定ノ申請共ニ家督相續ノ開始地即チ被相續人ノ住所地ヲ管轄スル區裁判所ナリ、而シテ申請書ニハ孰レノ場合ニ於テモ收入印紙貳拾錢ヲ貼付スルコトヲ要スルモノトス（民訴印紙法、一六條）
尙ホ選定順序變更又ハ不選定許可ノ申請ニ付テハ第一章第一節家督相續ニ關スル説明及ヒ左ノ書式ヲ參照スヘシ

家督相續人選定順序變更許可申請書

住所 東京市本所區花町拾番地
平民金物商
申請人 被相續人ノ父 太田金太郎
年月日生
住所 同 所

被相續人 亡 太田富三

申請ノ原因タル事實

被相續人ハ戸主ニシテ 年 月 日死亡シタルニ法定又ハ指定ノ家督相續人ナク選定セラルヘキ者ハ實兄政一郎及ヒ實弟彦吉ノ兩名ナルニ付實兄ヲ家督相續人ニ選定スヘキ處同人ハ大正 年 月 日家出ヲ爲シ今ニ至ルモ尙所在判明セス然ルニ弟彦吉ハ現ニ被相續人方ニ在リテ其業務亦タ被相續人ト同一ナルヲ以テ家政上實弟彦吉ヲ相續人ト爲スハ極メテ利益ナルニ依リ茲ニ家督相續人選定ニ付キ其順序變更ノ申請ヲ致ス次第ニ候

申請ノ趣旨

被相續人太田富三ノ家督相續選定順位者兄政一郎ヲ選定セス弟彦吉ヲ選定スルノ許可相成度候也

證據書類

- 一 被相續人ノ戸籍謄本
- 一 兄ノ不在ヲ證スル書面
- 一 弟ノ職業ヲ證スル書面

大正 年 月 日

右

太田金太郎 印

東京區裁判所
判事 何 某殿

(注意) 民、九八三條九八五條非訟法、九四條、民九六五條ヲ參照スヘク又其事由ヲ異ニスル場合ニ於テモ亦タ本例ニ準スヘシ

家督相續人不選定許可申請書

住所 東京市淺草區聖天町九番地

平民旅宿業

申請人 被相續人ノ母 内 藤 七 キ

年月日生

住所 同 所

被相續人 亡 内 藤 久

申請ノ原因タル事實

被相續人ハ戸主ニシテ本年 月 日死亡シタルニ法定又ハ指定ノ家督相續人ナク選定セラルヘキ者ハ其遺妻トキノミナルニ付遺妻ヲ家督相續人ニ選定スヘキノ處同人ハ 年 月 日頃ヨリ病氣ニシテ家政ヲ執ルコト能ハサルニ依リ茲ニ不選定許可ノ申請ヲ致ス次第ニ候

申請ノ趣旨

被相續人内藤久ノ家督相續順位者遺妻トキヲ選定セサル旨ノ許可相成度候也

證據書類

- 一 被相續人ノ戸籍謄本
- 一 診斷書

大正 年 月 日

右

内藤 七キ 印

東京區裁判所

判事 何 某殿

(注意) 民、九八三條九八五條非訟法、九四條民、九六五條ヲ参照スヘシ

家督相續人ニ他人ヲ選定スルノ許可申請書

住所 東京市日本橋區浪花町壹番地

平民石工業

申請人 親族 會員

大島 五郎 作

年月日生

住所 同 市芝區西久保巴町貳番地

平民官吏

申請人 親族 會員

市橋 金重

年月日生

住所 同 市日本橋區大坂町九番地

平民系商

申請人 親族 會員

伊東 臺藏

年月日生

住所 同 市同 區本銀町壹丁目參番地

被相續人 亡 伊東 喜三郎

申請ノ原因タル事實

被相續人伊東喜三郎ハ戶主ニシテ 月 日死亡シタルニ其法定又ハ指定ノ家督相續人ナク選定セラレヘキ者ハ被相續人ノ家族タル伯父伊東平五郎及ヒ分家ノ家族タル從弟伊東愛三ノミナルニ付兩名中ヨリ家督相續人ヲ選定スヘキノ處平五郎ハ七十歳以上ニシテ家政ヲ執ルコト能ハス又愛三八分家戶主ノ業務ヲ補佐シ居ルニ因リ家督相續人タルコトヲ承認セス候ニ付茲ニ申請ヲ爲ス次第ニ候

申請ノ趣旨 被相續人伊東喜三郎ノ家督相續人ニ他人ヲ選定スルノ許可相成度候也

證據書類 一戸籍謄本

一家督相續不承認證明書

一親族會招集ノ決定謄本

大正 年 月 日

右

大島五郎作 印

市橋金重 印

伊東臺藏 印

東京區裁判所

判事 何 某殿

(注意) 民、九八五條非訟法、九四條民、九六五條ヲ參照スヘシ

第二項 家督相續ノ承認拋棄法定期間伸長ノ申請

第一 申請ノ期間(民、一〇一七條乃至一〇二四條)

期間伸長ノ申請ハ相續人カ自己ノ爲メニ相續ノ開始アリタルコトヲ知リタル時ヨリ三箇月内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス、然レトモ相續人カ承認又ハ拋棄ヲ爲サスシテ死亡シタルトキハ其期間ハ其者ノ相續人カ自己ノ爲メニ相續ノ開始アリタルコトヲ知リタル時ヨリ又相續人カ無能力者ナルトキハ其法定代理人カ無能力者ノ爲メニ相續ノ開始アリタルコトヲ知リタル時ヨリ之ヲ起算スヘキモノトス

第二 申請人(民、一〇一七條)

此申請ヲ爲シ得ヘキ者ハ其相續ニ關スル利害關係人例ヘハ相續人、相續債權者及ヒ受遺者等ヨリ之ヲ爲スモノトス

第三 申請ノ管轄(非訟法、一〇三條民、九六五條)

此申請ハ家督相續開始地即チ被相續人ノ住所地ヲ管轄スル區裁判所ナリ、而シテ申請書ニハ收入印紙貳拾錢ヲ貼付スルコトヲ要スルモノトス（民訴印紙法一六條）
尙ホ本項ノ申請ニ付テハ左ノ書式ヲ參照スヘシ

家督相續承認拋棄期間伸長申請書

住所 東京市日本橋區通壹丁目參番地

平民時計商

選定家督相續人

申請人 被相續人ノ甥 大塚 彌吉

年月日生

住所 同 市芝區琴平町六番地

被相續人 亡 松崎 由松

申請ノ原因タル事實

申請人ハ大正 年 月 日ニ於テ被相續人ノ死亡ニ因リ其家督相續人ニ選セラレタルコトヲ知リタルニ付キ 年 月 日迄ニ其相續ノ承認又ハ拋棄ヲ決定スヘキ筈ナ

ルモ被相續人ノ取引關係頗ル錯雜セルヲ以テ五箇月内ニ非サレハ十分ノ調査ヲ爲シ難キニ因リ茲ニ法定期間伸長ノ申請ヲ致ス次第ニ候

申請ノ趣旨

右申請人ノ家督相續ノ承認拋棄ノ期間五箇月ニ伸長相成度候也

證據書類

一 戸籍謄本

一 選定ノ通知書

一 證明書

大正 年 月 日

右

大塚 彌吉 印

東京區裁判所

判事 何 某殿

(注意) 民、一〇一七條非訟法、一〇三條民、九六五條ヲ参照スヘシ

第三項 家督相續ノ限定承認又ハ拋棄ノ申述

第一 申述ノ期間(民、一〇二四條一〇二六條)

限定承認又ハ拋棄ノ申述期間ハ共ニ相續人カ其相續ノ開始アリタルコトヲ知リタル時ヨリ三箇月内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス、然レトモ相續ノ承認及ヒ拋棄ノ法定期間ニ付キ伸長ノ申請アリテ裁判上ノ伸長期間ノ存スルトキハ其期間内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

第二 申述人(民、一〇二〇條一〇二四條)

限定承認又ハ拋棄ノ申述ヲ爲スコトヲ得ル者ハ限承認ニ付テハ一旦相續ノ單純承認ヲ爲シタル者及ヒ相續ノ拋棄ヲ爲シタル者ヲ除キ其他ノ相續人ナリ、又相續ノ拋棄ニ付テハ左ノ者ヲ除外シタル其他ノ相續人ナリトス而シテ家督相續ノ拋棄ヲ爲スコトヲ得サル者ハ即チ左ノ如シ

一 民法第九七〇條及ヒ同第九七二條ノ法定家督相續人(民、一〇二〇條)

二 適法ニ相續ノ承認ヲ爲シタル者(民、一〇二二條)

三 單純承認ヲ爲シタル者ト看做サレタル者(民、一〇二四條)

第三 申述ノ管轄(非訟法一〇四條)

此申述ハ孰レモ相續開始地即チ被相續人ノ住所地ヲ管轄スル區裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ要ス、而シテ申述書ニハ收入印紙貳拾錢ヲ貼付スルコトヲ要スルモノトス(民訴印紙法一六條)

尙ホ相續ノ限定承認又ハ拋棄ニ付テハ第一章第十一節相續ニ關スル説明及ヒ左ノ書式ヲ参照スヘシ

家督相續限定承認申述書

住所 東京市本郷區元町五番地

平民魚商

推定家督相續人

申述人 被相續人 中村

長男

金 一

年月日生

住所 同 所

被相続人 亡 中 村 銀 藏

申述ノ原因タル事實及ヒ趣旨

申述人中村金一ハ被相続人ノ長男ニシテ大正 年 月 日被相続人ノ死亡ニ因リ家督相續開始シタルニ付其財産ノ調査ヲ爲シタルニ財産ニ對シ過分ノ負債アルヲ以テ相續ノ限定承認ヲ致度茲ニ申述致候也

附 屬 書 類

一 戸籍謄本

一 財産目録

大正 年 月 日

右

中 村 金 一 印

東京區裁判所

判事 何 某殿

(注意) 民、一〇二五條一〇二六條非訟法、一〇四條一〇五條及ヒ民、九六五條ヲ參照スヘシ

家督相續拋棄申述書

住 所 東京市京橋區桶町貳拾五番地

平民桶商

選定家督相續人

申 述 人 被相續人ノ從弟 田 中 嘉 吉

年 月 日 生

住 所 東京市日本橋區室町貳丁目八番地

戸主

被相續人 亡 山 本 初 太 郎

申述ノ原因タル事實及ヒ趣旨

申述人田中嘉吉ハ大正 年 月 日家督相續人ニ選定セラレ 年 月 日被相續

人ノ死亡ニ因リ相續開始シタルコトヲ知リタルモ山本家ヲ相續スルコトハ申述人ノ好マサル所ナルヲ以テ茲ニ其相續ニ付キ拋棄ノ申述致シ候也

附 屬 書 類

一 戸籍謄本

一 家督相續人ニ選定ノ通知書

大正 年 月 日

右

田 中 嘉 吉 印

東京區裁判所

判事 何 某殿

(注意) 民、一〇三八條一〇二〇條非訟法、一〇四條一〇五條及ヒ民、九六五條ヲ參照スヘシ

第四項 相續財産管理人選任ノ申請

第一 申請ヲ爲シ得ヘキ場合(民、一〇二一條一〇五二條)

此申請ハ相續人ノ曠缺即チ相續人ノ有無分明ナラサル場合ナリトス、而シテ相續人ノ分明ナラサルトキハ家督相續ト遺產トヲ問ハス相續ノ開始ニ依リ直チニ被相續人ヲ相續スル者又ハ相續ノ拋棄アリタル場合ニ於テ次位ノ相續人ノ有無ノ不明ナルトキヲ謂フ、從テ家督相續ニ付テハ法定又ハ指定相續人ナク而カモ選定ノ手續ヲ爲ササルトキハ亦タ此申請ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

第二 申請人(民、一〇五二條)

此申請ヲ爲スコトヲ得ル者ハ利害關係人例ヘハ相續債權者、受遺者、其他被相續人ノ保證人、連帶債務者又ハ檢事ヨリ之ヲ爲スコトヲ要スモノトス

第三 申請ノ管轄(非訟法六五條)

此申請ハ相續ノ開始地即被相續人ノ住所地ヲ管轄スル區裁判所ニ之ヲ爲スヘク、而シテ申請書ニハ收入印紙貳拾錢ヲ貼付スルマツトヲ要スルモノトス(民訴印紙法一六條) 尙ホ本項ノ申請ニ付テハ左ノ書式ヲ參照スヘシ

相續財産管理人選任申請書

住所 東京市麻布區谷町四拾九番地

士族官吏

利害關係人

申請人

高柳 信吉

年月日生

住所 同 市同 區筭町貳番地

戸主

被相續人 亡 伊井 敏一

申請ノ原因タル事實

右申請人ハ被相續人ニ對シ預ケ金貳千圓ノ債權者ナルニ被相續ハ單身戸主ニシテ
年月 日死亡シタルニ其相續人アルコト分明ナラサルニ付茲ニ相續財産ノ管
理人選任ノ申請ヲ致ス次第ニ候
追テ申請人ハ左記ノ者ヲ以テ財産管理人適任者ト認メ候

東京市芝區三田四國町壹番地

公證人

山田 正直

年月日生

申請ノ趣旨

右被相續人ノ財産管理人ノ選任相成度候也

證據書類

一 戸籍謄本

一 建物登記簿謄本

一 債權證書謄本

一 財産管理人適任者ノ戸籍抄本

大正 年 月 日

右

高柳 信吉 印

九三

東京區裁判所

判事 何

某殿

(注意) 民、一〇五二條非訟法、六五條民、九六五條ヲ參照スヘシ

第八節 廢家許可ノ申請

第一 申請ヲ爲シ得ヘキ場合(民、七六二條九八五條)

廢家許可ノ申請ハ家督相續ニ因リテ戸主ト爲リタル者カ本家ノ相續又ハ再興其他正當ノ事由ニ因リ其家ヲ廢セントスル場合ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得ルモノトス、而シテ本家ノ相續又ハ其再興ハ正當ノ事由タルヤ勿論ナリト雖モ其他ノ正當ノ事由ニ至リテハ畢竟事實問題ニ屬シ一ニ裁判官ノ判定ニ任スヘク又本家ノ相續ヲ爲スニハ其本家ニ法定ノ家督相續人ナキ爲メ選定セラレタル場合タルコトヲ要スルモノトス

第二 申請人(民、七六二條)

廢家許可ノ申請ハ廢家セントスル戸主ヨリ之ヲ爲スヘキハ廢家ノ性質上寧ロ當然ナ

リトス

第三 申請ノ管轄(非訟法、九一條)

廢家許可ノ申請ハ廢家セントスル戸主ノ住所地ヲ管轄スル區裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ要ス、而シテ此申請書ニハ收入印紙貳拾錢ヲ貼付スルコトヲ要スルモノトス(民訴印紙法、一六條)
尚ホ廢家許可ノ申請ニ付テハ第一章第十六節廢家ニ關スル説明及ヒ左ノ書式ヲ參照スヘシ

廢家許可申請書

住所 東京市京橋區本八丁堀貳丁目參番地

戸主平民足袋商

申請人 中村 三郎

年月日生

申請ノ原因タル事實

右申請人中村三郎 年 月 日本所區林町九番地戸主中田由太方ヨリ分家シタル

亡中村四郎ノ長男ニシテ四郎大正 年 月 日死亡ニ因リ其家督ヲ相續シタルモノナルモ 年 月 日其本家タル單身戸主本所區林町九番地中田由太死亡シ法定及ヒ指定ノ家督相續人ナキニ因リ申請人ハ其親族會ニ於テ本家ノ家督相續人ニ選定ヲ受ケ候ニ付其ノ相續致度茲ニ廢家許可ノ申請ヲ致ス次第ニ候

申請ノ趣旨

右申請人ノ廢家ニ付許可相成度候也

證據書類

一 戸籍謄本

一 親族會招集決定謄本

一 親族會ニ於ケル選定證明書

大正 年 月 日

右

中村 三郎 印

東京區裁判所

判事 何 某殿

(注意) 民、七六二條非訟法第九一條ヲ參照スヘシ

證明書

東京市京橋區本八丁堀貳丁目參番地

相續人 中村 三郎

右者拙者共ニ於テ東京市本所區林町九番地戸主亡中田由太ノ家督相續人ニ選定致候ニ付此段證明候也

大正 年 月 日

東京市神田區美土代町九番地

士族袋物商

親族會員

大野 五郎 印

年 月 日生

第四章 裁判所ニ對スル申立及ヒ申請

九七

同 市同 區鍛冶町五番地

平民下駄商

親族會員 野田 宇太郎 印

年月日生

同 市牛込區神樂町貳丁目壹番地

平民荒物商

親族會員 田 中 誠 印

年月日生

第九節 親族會及ヒ其申請

第一項 親族會

(一) 親族會ハ民法其他ノ法令ニ依リ其決議ヲ要スル事項ニ付キ特定ノ人又ハ家ノ爲メニ議決スル機關ナリ、而シテ親族會ハ無能力者ノ爲メニ設クルモノト特別ノ場

合ニ於テ會議ヲ要スル事件ノ發生スル毎ニ設クルモノトノ二種アリ、其無能力者ノ爲メニ設クル親族會ハ其無能力ノ止ムマテ繼續スルモ特別ノ場合ニ付キ設クル親族會ハ其事項ヲ決議スルニ因リテ消滅スルモノトス(民、九四九條)

(二) 親族會ハ三人以上ノ會員ヲ以テ組織ス、而シテ其會員ハ裁判所又ハ後見人ヲ指定スルコトヲ得ル者之ヲ選定スヘキモノトス(民、九四五條)

一 後見人ヲ指定スルコトヲ得ル者トハ未成年者ニ對シ最後ニ親權ヲ行フ者ヲ指シ此者カ親族會員ヲ選定スルニハ遺言ヲ以テ之ヲ爲スヘク而シテ其選定ニハ何等制限ナキヲ以テ何人ヲ選ムモ隨意ナリト雖モ親族會ハ三人以上ノ會員ニテ組織スルヲ以テ選定シタル會員カ三人以下ナルトキハ其不足數ハ裁判所ニ於テ選定スルコトヲ要スルモノトス

二 裁判所ニ於テ親族會員ヲ選定スル場合ニハ會議ヲ要スル事件ノ本人、戶主、親族、後見人、後見監督人、保佐人、檢事又ハ利害關係人ノ請求ニ基キ親族其他本人又ハ其家ニ緣故アル者ノ中ヨリ之ヲ選定スヘキモノトス
而シテ親族會員カ選定セラレタルトキハ其會議ヲ要スル事項ニ付キ決議スヘク其決議ノ終了ト同時ニ親族會ハ解散シ會員モ亦タ其資格ヲ失フヘキモ唯タ無能力者ノ爲

メニ設ケタル親族會ハ其無能ノ止ムマテ繼續スヘキモノナルヲ以テ若シ其會員中死亡其他ノ事由ニ因リ缺員ヲ生シタルトキハ他ノ會員ハ其缺員ノ選定ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要スルモノトス(民、九五〇條)

(三) 親族會招集ノ場所ニ付テハ何等ノ制限ナキヲ以テ裁判所ニ於テ之ヲ招集スル場合ナルト其他ノ者カ之ヲ招集スル場合トヲ問ハス便宜ノ場所ヲ選擇スルコトヲ得ルモノトス

親族會カ招集セラレタルトキハ其會員ハ一定ノ場所ニ集合シテ必要ナル事項ヲ決議スヘク其決議ノ方法ハ會員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決スヘキモノナルニ依リ其會員カ全部出席セザルトキト雖モ過半数ノ出席アルトキハ有效ニ開會スルコトヲ得ヘシ但親族會員ハ自ラ其決議ヲ爲スヘキ義務アルモノナルヲ以テ自身出席スルコトヲ要シ代理人ヲ差出スコトハ之ヲ許ササルモノトス(民、九四七條)

(四) 又會議ヲ要スル事件ノ本人、戸主、家ニ在ル父母、配偶者、竝ニ分家ノ戸主、後見人、後見監督人及ヒ保佐人ハ親族會ニ出席シテ其意見ヲ述フルコトヲ得ルモノナルヲ以テ親族會ヲ招集シタルトキハ其旨ヲ是等ノ者ニ通知スルコトヲ要スルモノ

トス(民、九四八條)

(五) 親族會員ハ辭任スルコトヲ許ササルヲ原則トシ唯タ左ノ場合ニ限り辭任スルコトヲ得ヘシ(民、九四六條)

- 一 遠隔ノ地ニ住居スルトキ
- 二 正當ノ事由アルトキ

右ノ事由アルトキハ親族會員ヨリ區裁判所へ辭任ノ申請ヲ爲スヘク其理由アリトスルトキハ裁判所ハ辭任ノ許可ヲ決定スルモノトス(非訟法、一〇〇條)

(六) 親族會員ノ無資格 親族會員ヲ裁判所ニ於テ選定スヘキ場合ニ於テハ親族其他本人又ハ其家ニ縁故アル者ノ中ヨリ選定スヘク又後見人ヲ指定スルコトヲ得ル者ハ如何ナル者ヲ親族會員ニ選定スルモ一ニ其者ノ自由ナリト雖モ左ニ掲ケタルモノハ全ク親族會員タルノ資格ナキヲ以テ之ヲ選定スルコトヲ得サルモノトス(民、九四六條)

- 一 未成年者
- 二 禁治產者及準禁治產者
- 三 剝奪公權者及ヒ停止公權者

- 四 裁判所ニ於テ免黜セラレタル法定代理人又ハ保佐人
- 五 破産者
- 六 被後見人ニ對シテ訴訟ヲ爲シ又ハ會テ爲シタル者及ヒ其配偶者竝ニ直系血族
- 七 行方ノ知レサルモノ
- 八 裁判所ニ於テ後見ノ任務ニ堪ヘサル事跡、不正ノ行爲又ハ著シキ不行跡アリト認メタル者
- 九 後見人、後見監督人及保佐人

第二項 親族會ニ關スル申請

第一目 親族會招集ノ申請

第一 親族會ヲ招集スヘキ場合(民、九四四條)

親族會ハ民法其他ノ法令ニ依リ其決議ヲ要スル事項ニ付キ議決スル機關ナリ今民法ノ規定ニ依リ其招集ヲ爲スヘキ主要ノ場合ヲ掲クハ左ノ如シ

- (一) 戸主カ其權利ヲ行フコト能ハサルトキ但戸主ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ其後見人ナキ場合(民、七五一條)
- (二) 未成年者タル子ノ婚姻又ハ滿二十五年ニ達セサル者カ協議上ノ離婚ヲ爲スニ付キ其同意ヲ受クヘキ父母共ニ知レサルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ意思ヲ表示スルコト能ハサルトキ(民、七七二條八〇九條)
- (三) 子ノ婚姻又ハ滿二十五年ニ達セサル者カ協議上ノ離婚ヲ爲スニ付キ其同意ヲ受クヘキ父母カ繼父母又ハ嫡母ニシテ其婚姻又ハ離婚ニ同意セサルトキ(民、七七三條八〇九條)
- (四) 養子ト爲ルヘキ者カ十五年未滿ナル場合ニ於テ其縁組ノ代諾者タル父母カ繼父母又ハ嫡母ナルトキ又ハ父母ニ付キ(一)ノ事由存スルトキ(民、八四三條八四六條)
- (五) 成年ノ子カ養子ヲ爲シ又ハ滿十五年以上ノ子カ養子ト爲ル場合ニ於テ其同意ヲ受クヘキ父母ニ付キ(一)ノ事由存スルトキ(民、八四四條八四六條)
- (六) 縁組又ハ婚姻ニ因リテ他家ニ入りタル者カ更ニ養子トシテ他家ニ入ラントスル場合ニ於テ其同意ヲ受クヘキ實家ノ父母ニ付キ(一)ノ事由存スルトキ(民、八四五條八四六條)

- (七) 滿二十五年ニ達セサル者カ協議上ノ離縁ヲ爲ス場合ニ於テ其同意ヲ受クヘキ實家ノ父母カ繼父母又ハ嫡母ニシテ同意ヲ爲ササルトキ又ハ父母ニ付キ(一)ノ事由存スルトキ(民、八六一條)
 - (八) 養子カ十五年ニ達セサル間ニ於テ離縁ノ訴ヲ提起スル場合ニ於テ實家ノ父母カ繼父母又ハ嫡母ナルトキ(民、八六七條)
 - (九) 實母、繼父、繼母又ハ嫡母カ親權ヲ行フ場合ニ於テ主要ナル法律行爲ヲ爲シ又ハ子ノ之ヲ爲スコトニ同意スルトキ(民、八七八條八八六條)
 - (一〇) 親權ヲ行フ父又ハ母ト未成年ノ子ト利用相反スル行爲ニ付キ特別代理人ヲ選任スルコトノ必要アルトキ(民、八八八條)
 - (一一) 後見人又ハ後見監督人ノ選任、補缺、改選又ハ免黜ノ必要アルトキ(民、九〇四條九〇五條九一一條乃至九一三條九一七條九一九條等)
 - (一二) 法定又ハ指定ノ家督相續人ナキ場合ニ於テ其相續人ノ選定ヲ要スルトキ(民、九八二條九八三條九八五條)
- 第二 申請人(民九四四條九四九條)
民法其他ノ法令ノ規定ニ依リ親族會ヲ開クヘキ場合ニ於テ之カ招集ノ申請ヲ爲シ得

ヘキ者ハ其會議ヲ要スル事件ノ本人、戶主、親族、後見人、後見監督人、保佐人、檢事又ハ利害關係人ヨリ之ヲ爲スコトヲ得ルモノトス、而シテ無能力者ノ爲メニ設クル親族會ハ其無能力ノ原因ノ止ムマテ存續スルヲ以テ最初其親族會ヲ招集スルニハ裁判所ヘ申請シ裁判所ニ於テ之ヲ招集スルモ第二回以後ノ親族會ヲ招集スヘキ場合ニ於テハ本人、其法定代理人、後見監督人、保佐人又ハ親族會員ニ於テ之ヲ招集スルモノトス

第三 申請ノ管轄(非訟法、九六條乃至九八條)

親族會招集ノ申請ハ無能力者ノ爲メニ設クル場合ニ於テハ無能力者ノ住所地又家督相續人選定ノ爲メニ開クヘキ場合ニ於テハ相續ノ開始地即チ被相續人ノ住所地ヲ管轄スル區裁判所ニ之ヲ爲スヘキ其他ノ場合ニ於テハ總テ事件本人ノ住所地ノ區裁判所ニ之ヲ爲スヘキモノトス、而シテ其申請書ニハ就レモ收入印紙貳拾錢ノ貼付ヲ要スルモノトス(民訴印紙法一六條)
尙ホ親族會招集ノ申請ニ付テハ本節第一項ノ説明及ヒ左ノ書式ヲ参照スヘシ

親族會招集申請書

住所 東京市深川區佐賀町貳丁目五拾六番地

士族官吏

事件本人ノ伯父

申請人 神部 光吉

年月日生

住所 同 市同 區同 町四拾九番地

平民無職業

事件本人 神部 三郎

年月日生

申請ノ原因タル事實

右事件本人ハ未成年ニシテ父母共ニ死去シ親權ヲ行フ者ナキニ付後見人ヲ選任スルノ必要アルヲ以テ親族會員ヲ選定シ親族會ヲ招集セラレンコトヲ求ムル次第ニ候

申請ノ趣旨

事件本人ノ後見人ノ選任ノ爲メニ親族會員ヲ選定シ且招集相成度候也

證據書類

一 事件本人ノ戶籍謄本

一 親族名簿

一 親族ノ戶籍謄本

一 證明書

大正 年 月 日

右

神部 光吉 印

東京區裁判所

判事 何 某殿

(注意) 民、九四四條非訟法、九六條乃至九八條ヲ參照スヘシ

親族名簿

東京市京橋區西紺屋町六番地

平民官吏

伯父 馬場 守一

年月日生

東京市小石川區高田千登世五番地

平民無職業

祖父 青木 準平

年月日生

(以下本例ニ從ツテ記載スヘシ)

右ノ通

大正 年 月 日

申請人 神部 光吉 ㊦

第二目 親族會補缺員選定ノ申請

第一 申請ヲ爲スヘキ場合、申請人(民、九五〇條)

補缺員選定ノ申請ヲ爲スヘキ場合ハ親族會員ノ死亡又ハ辭任等ノ事由ニ依リ缺員ヲ生シタル場合ニシテ其申請ヲ爲スヘキ者ハ親族會員ナリトス

第二 申請ノ管轄(非訟法、九六條乃至九八條)

申請ノ管轄區裁判所ハ親族會招集ノ申請ニ付テ述ヘタル所ト同一ナルヲ以テ其親族會ノ區別ニ從ヒ各住所地ノ區裁判所ニ之ヲ爲スヘキモノトス、其貼用印紙額亦タ同シ

尚ホ本目ノ申請ニ付テハ本節第一項ノ説明及ヒ左ノ書式ヲ參照スヘシ

親族會補缺員選任申請書

東京市芝區巴町貳番地

士族官吏

親族會員

申請人 神部 悌三 年月日生

同 所六番地

平民會社員

親族會員

申請人 久米 武夫 年月日生

住所 東京市深川區佐賀町貳百四拾九番地

平民無職業

事件本人 神部 三郎 年月日生

申請ノ原因タル事實

申請人等ハ東京市京橋區西紺屋町六番地戸主平民官吏馬場守一ト共ニ事件本人神部三郎ノ親族會員ニ選定セラレタルモ馬場守一ハ大正 年 月 日死亡シタルニ因リ親族會補缺員ノ選任ヲ申請スル次第ニ候

但申請人共ハ別紙親族名簿中左ノ者ヲ補缺員適任者ト認メ候

青木 準平

申請ノ趣旨

右事件本人ノ親族補缺員ノ選任相成度候也

證據書類

- 一 親族會招集決定謄本
 - 一 事件本人ノ戶籍謄本
 - 一 親族名簿
 - 一 親族ノ戶籍抄本
- 大正 年 月 日

右

神部 悌三 ㊟
久米 武夫 ㊟

東京區裁判所

(注意) 民、九五〇條非訟法、九六條乃至九八條ヲ參照スヘシ尙ホ親族名簿ハ第一例ノ書式ニ依ルヘシ

第三目 親族會員辭任許可ノ申請

第一 申請ヲ爲シ得ヘキ場合、申請人(民、九四六條非訟法、一〇〇條)

親族會員辭任許可ノ申請ハ其會員カ遠隔ノ地ニ居住スルトキ又ハ其他正當ノ事由例ヘハ疾病公務ニ就職等ニ限ルモノニシテ又其申請ハ辭任セントスル者ヨリ之ヲ爲スコトヲ要スルモノトス

第二 申請ノ管轄(非訟法、九六條乃至九八條)

辭任許可ノ申請ハ其親族會ノ區別ニ隨ヒ各管轄區裁判所ニ爲スヘキコトハ親族會招集ノ申請ニ付テ述ヘタル所ト同一ニシテ其貼用印紙額亦タ之ニ同シ尙ホ本目ノ申請ニ付テハ本節第一項ノ説明及ヒ左ノ書式ヲ參照スヘシ

親族會員辭任許可申請書

住所 東京市芝區巴町貳番地

士族官吏

親族會員

申請人

神部

佛三

年月日生

住所 東京市深川區佐賀町貳丁目四拾九番地

平民無職業

事件本人

神部

三郎

年月日生

申請ノ原因タル事實

申請人ハ神部三郎ノ親族會員ニ選定セラレ大正 年 月 日其裁判ノ告知ヲ受タルモ疾病ニ因リ親族會員タル任務ヲ完ウスルコト能ハス依テ辭任ノ許可ヲ求ムル次第ニ候

申請ノ趣旨

右申請人ノ親族會員ヲ辭任スルコトノ許可相成度候也

證據書類

- 一 親族會招集決定謄本
- 一 診斷書

大正 年 月 日

右

神 部 悌 三 ㊦

東京區裁判所

判事 何 某殿

(注意) 民、九四六條非訟法九六條乃至九八條一〇〇條ヲ參照スヘシ

第四目 親族會ノ決議ニ代ハルヘキ裁判ノ申請

第一 申請ヲ爲シ得ヘキ場合、申請人(民、九四七條九五二條)

此申請ヲ爲シ得ヘキ場合ハ親族會カ其議事ニ付キ決議ヲ爲スコト能ハサルトキ例ヘ

ハ其議事カ多數會員ノ利害ニ關スル爲メ又ハ會員ノ意見區々ニ分ルル等其過半數ノ同意見ヲ得サルトキナリ、而シテ其申請ヲ爲シ得ヘキ者ハ親族會員ナリトス

第二 申請ノ管轄(非訟法、九六條九八條)

此申請ハ其親族會ノ區別ニ隨ヒ其管轄區裁判所ニ之ヲ爲スヘキコトハ親族會ノ招集ニ付テ述ヘタル所ト同一ニシテ其貼用印紙額亦タ之ニ同シ付テ參照スヘシ

尙ホ本目ノ申請ニ付テハ本節第一節ノ説明及ヒ左ノ書式ヲ參照スヘシ

親族會ノ決議ニ代ルヘキ裁判申請書

東京市芝區巴町貳番地

士族官吏

親族會員

申請人

神 部 悌 三

年 月 日生

東京市芝區明舟町拾番地

會社員

親族會員

申請人

久米

武夫

年月日生

東京市小石川區竹早町七番地

醫師

親族會員

申請人

青木

準平

年月日生

東京市深川區佐賀町貳番地

無職業

事件本人

神部

三郎

年月日生

申請ノ原因タル事實

申請人共ハ神部三郎ノ親族會員ニ選定セラレタルニ因リ大正 年 月 日後見人選定ノ爲メ同人宅ニ於テ親族會ヲ開キタルモ別紙意見書ノ如ク會員各意見ヲ異ニシ決

議ヲ爲スコト能ハス依テ右決議ニ代ハルヘキ裁判ノ申請ヲ爲ス次第ニ候

申請ノ趣旨

右親族會ノ決議ニ代ヘ後見人選定ノ裁判相成度候也

證據書類

一親族會招集決定謄本

一親族會員ノ意見書

大正 年 月 日

右

神部

三

久米

武

青木

準平

① ② ③

東京區裁判所

判事 何

某殿

(注意) 民、九五二條非訟法、九六條乃至九八條ヲ參照スヘシ

第十節 遺言及ヒ其申請

第一項 遺言

遺言トハ生存中其財産又ハ或事務ニ付キ死後ニ其效力ヲ生セシムル目的ヲ以テ爲ス要式ノ單獨行爲ナリ

今此定義ヲ分析スルトキハ乃チ左ノ如シ

- (一) 遺言ハ要式行爲ナリ
遺言ハ法律ニ定メタル方式ニ從フコトヲ要ス故ニ遺言ハ普通意思表示ノ原則ノ例外トシテ一定ノ方式ニ依ルニアラサレハ成立セズ、其遺言書ノ作成ハ單ニ後日ノ證據トスルカ爲メニアラスシテ遺言成立ノ條件ナリトス(民、一〇六〇條)
- (二) 遺言ハ單獨行爲ナリ
遺言ハ遺言者ノミノ意思表示ニシテ他人ト相約スルモノニアラス其效力ノ發生セサル以前ニ於テハ何時ニテモ之ヲ取消スコトヲ得ヘシ、故ニ遺言ハ單獨行爲ナリトス
- (三) 遺言ハ遺言者ノ死後ニ效力ヲ生スル法律行爲ナリ

是レ遺言ノ特質ニシテ假令遺言書ハ完全ニ調製スルモ直ニ其效力ヲ生スルモノニアラスシテ遺言者ノ死亡ニ因リ始メテ效力ヲ生スルモノトス(民、一〇八七條)

(四) 遺言ハ遺言者自ラ之ヲ爲スコトヲ要ス

遺言ハ遺言者自ラ之ヲ爲スコトヲ要ス他人之ニ代リテ爲スコトヲ許ササルモノトス、之全ク遺言ノ性質ニ基ク當然ノ結果ニシテ民法第一〇六二條其他遺言ノ方式ニ關スル規定ニ徴スルモ亦タ明カナル所ナリ
遺言ハ法律行爲ノ一ナリト雖モ法定代理人ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ許サス必ス遺言者本人ニ於テ自ラ之ヲ爲スコトヲ要ス故ニ民法ハ婚姻又ハ養子縁組能力等ト同一ノ理由ニ基キ遺言能力ニ付テハ普通ノ成年期ヨリ低下シ遺言年齢ヲ定メテ滿十五年トシ以テ十五年ニ達シタル者ハ遺言ヲ爲スコトヲ得ルモノトセリ(民、一〇六一條)
而シテ遺言ハ遺言者ノ死亡後ニ其效力ヲ生スルモノニシテ其成立ノ時期ト其效力發生ノ時期トハ之ヲ異ニスルヲ以テ成立ノ當時ニ在リテ遺言ヲ爲スノ能力ヲ有スル者ハ後ニ至リ其能力ヲ失フモ效力發生ノ上ニ何等ノ影響ナキモノトス(民、一〇六三條)

第二項 遺言ノ方式

遺言ハ要式行爲ナルヲ以テ法律ノ定ムル方式ニ依ルニアラサレハ成立セサルモノトス而シテ此方式ニ二種アリ(一)普通方式(二)特別方式之ナリ、所謂普通方式トハ遺言ヲ爲ス者ニ特別ノ事情存セサル限リハ其場合ノ如何ヲ問ハス必ス之ニ從ハサル可カラサル方式ヲ云ヒ、特別方式ハ之ニ反シ特別ノ事情ノ存スル場合ニ於テ或特別ナル人ニ於テノミ爲スコトヲ得ルモノトス

第一 普通方式(民、一〇六七條)

普通方式ニハ三種ノ區別アリ、即チ(一)自筆證書(二)公正證書(三)秘密證書是ナリ、隨テ遺言ヲ爲サントスル者ハ此三種ノ方式中其一ニ依ラサルヘカラスト雖モ特別ノ事情ノ存スル場合ニハ特別ノ方式ニ依ルコトヲ妨ケサルコト第二ニ於テ述フルカ如シ(民、一〇六七條)

(一) 自筆證書ニ依ル遺言(民、一六八條)

自筆證書ニ依リテ遺言ヲ爲スニハ左ノ方式ニ從フコトヲ要スルモノトス

(イ) 遺言者ニ於テ其全文ヲ自書スルコト

(ロ) 日附及ヒ氏名ハ之ヲ自書スルコト

(ハ) 遺言者之ニ捺印スルコト

以上(イ)乃至(ハ)ノ要件ハ自筆證書ニ依ル遺言ニ缺クヘカラスル方式ナルヲ以テ其一ヲ缺クトキハ自筆證書ニ依ル遺言タルノ效力ナキモノトス、而シテ其文字ニ挿入、削除又ハ其他ノ變更ヲ爲スモ亦妨ナシト雖モ此場合ニ於テハ其場所ヲ指示シ之ニ變更シタル旨ヲ附記シ特ニ之ニ署名シ且其變更ノ場所ニ捺印スルヲ要ス、隨テ其手續ヲ爲ササルトキハ其變更ハ效力ナキモノトス、又此自筆證書ニ依ル遺言ノ執行ヲ爲サントスルニハ裁判所ノ檢認ヲ經サルヘカラスルモノトス(民、一一〇六條)

(二) 公正證書ニ依ル遺言(民、一〇六九條)

公正證書ニ依リテ遺言ヲ爲スニハ左ノ方式ニ從フコトヲ要スルモノトス

(イ) 證人二人以上ノ立會アルコト

(ロ) 遺言者カ遺言ノ趣旨ヲ公證人ニ口授スルコト

(ハ) 公證人カ遺言者ノ口述ヲ筆記シ之ヲ遺言者及ヒ證人ニ讀聞カスコト

(ニ) 遺言者及ヒ證人カ筆記ノ正確ナルコトヲ承認シタル後各自之ニ署名捺印スルコト

(ホ) 公證人カ其證書ハ前(イ)乃至(ニ)ニ掲ケタル方式ニ從ヒテ作りタルモノナ

ル旨ヲ附記シテ之ニ署名捺印スルコト

以上ノ(イ)乃至(ホ)ノ要件ハ公正證書ニ依ル遺言ニ缺クヘカラサル方式ナルヲ以テ其ノ一ヲ缺クトキハ遺言タルノ効ナキモノトス、其挿入、削除其他ノ變更ニ付テハ自筆證書ノ場合ニ同シ、而シテ公正證書ニ依ル遺言ノ執行ヲ爲サントスルニハ別ニ裁判所ノ檢認ヲ經ルコトヲ要セサルモノトス(民、一一〇六條)

(三) 祕密證書ニ依ル遺言(民、一〇七〇條)

祕密證書ニ依リテ遺言ヲ爲スニハ左ノ方式ニ從フコトヲ要スルモノトス

(イ) 遺言者カ其證書ニ署名捺印スルコト

(ロ) 遺言者カ其證書ヲ封シ證書ニ用ヒタル印章ヲ以テ之ニ封印スルコト

(ハ) 遺言者カ公證人一人及ヒ證人二人以上ノ前ニ封書ヲ提出シテ自己ノ遺言書ナル旨及ヒ其筆者ノ氏名住所ヲ申述スルコト

(ニ) 公證人カ其證書提出ノ日附及ヒ遺言ノ申述ヲ封紙ニ記載シタル後遺言者及ヒ證人ト共ニ之ニ署名捺印スルコト

以上(イ)乃至(ニ)ニ於ケル要件ハ祕密證書ニ依ル遺言ニ缺クヘカラサル方式ナルヲ以テ其ノ一ヲ缺クトキハ全然遺言書タルノ効力ナキモノトス、然トモ此原則ニハ

一ノ例外アリ、即チ祕密證書ニ依ル遺言ハ其方式ニ缺クル所アルモ遺言者カ遺言ノ全文、日附及ヒ氏名ヲ自書シ捺印シタルモノナルトキハ自筆證書ニ依ル遺言トシテ其効力ヲ有スルモノトス、是レ蓋シ祕密證書ニ依ル遺言トシテハ無効ナリトスルモ他ノ方式ヲ具備スルニ於テハ其方式ニ依ル遺言トシテ有效ナリトスルモ不可ナキヲ以テナリ(民、一〇七一條)

此祕密證書ニ依ル遺言ニ付テモ文字ノ挿入削除其他ノ變更ハ自筆證書ニ依ル遺言ノ規定ヲ準用スヘキモノトス(民、一〇七〇條)

右三種ノ方式ハ通常ノ場合ニ於テ何人モ遵據セサルヘカラサル所ナルモ禁治産者ニ在リテハ尙左ノ條件ヲ踐ムコトヲ要スルモノトス、之蓋シ禁治産者ハ果シテ本心ニ復シタル時ニ於テ爲シタルヤ否ニ付キ後日ノ紛争ヲ避ケンカ爲メニ外ナラス(民、一〇七三條)

(一) 禁治産者カ遺言ヲ爲スニハ本心ニ復シタル時ナルヲ要ス

(二) 醫師二人以上ノ立會アルコトヲ要ス

(三) 醫師ハ禁治産者カ遺言ヲ爲ス時ニ於テ心神喪失ノ情況ニアラサリシ旨ヲ遺言書ニ附記シテ之ニ署名捺印シ祕密證書ノ遺言ナレハ其封紙ニ右ノ記載及ヒ署名捺印

ヲ爲スコトヲ要スルモノトス
而シテ此方式ハ禁治産者カ遺言ヲ爲スニ付テノ特別方式ニシテ假令醫師二人以上ノ立會アリタルモ之カ爲メニ遺言ニ必要ナル他ノ證人ヲ不必要タラシムルモノニアラストス

遺言ノ證人又ハ立會人タル者ハ遺言ノ成立及ヒ其真正ナルコトニ付キ擔保ヲ爲スモノニシテ遺言ニ付キ紛争ノ生シタル場合唯一ノ證明ヲ爲スヘキモノタリ、從テ何人タルヲ問ハス其資格アリト爲ス能ハス故ニ法律ハ左ニ掲クル者ハ其資格ナキモノトセリ(民、一〇七四條)

- (一) 未成年者
- (二) 禁治産者及準禁治産者
- (三) 剝奪公權者及ヒ停止公權者
- (四) 遺言者ノ配偶者
- (五) 推定相続人、受遺者及ヒ其配偶者並ニ直系血族
- (六) 公證人ト家ヲ同シクスル者及ヒ公證人ノ直系血族並ニ筆生、雇人

第二 特別方式

遺言ノ特別方式ハ普通ノ方式ニ依ル能ハサル特別ノ事情アル場合ニ於テノミ依據スルヲ得ル所ニシテ其場合及ヒ方式ハ即チ左ノ如シ

- (一) 死亡ノ危急ニ迫リタル者ノ遺言(民、一〇七六條)
疾病其他ノ事由ニ因リテ死亡ノ危急ニ迫リタル者カ遺言ヲ爲サントスルニハ左ノ方式ニ依ルコトヲ得ルモノトス
 - (イ) 證人三人以上ノ立會ヲ以テ其一人ニ遺言ノ趣旨ヲ口授スルコト
 - (ロ) 口授ヲ受ケタル者カ之ヲ筆記スルコト
 - (ハ) 筆記者ニ於テ其筆記ヲ遺言者及ヒ他ノ證人ニ讀聞カスコト
 - (ニ) 各證人其筆記ノ正確ナルコトヲ承認シタル後之ニ署名捺印スルコト
- 此方式ニ依リテ爲シタル遺言ハ遺言ノ日ヨリ二十日內ニ證人ノ一人又ハ利害關係人ヨリ裁判所ニ請求シテ其確認ヲ得ルニ非サレハ其效ナキモノトス
- (二) 傳染病ノ爲メ交通遮斷ノ場所ニ在ル者ノ遺言(民、一〇七七條)
傳染病ノ爲メニ交通ヲ遮斷セラレタル場所ニ在ルモノハ其病者ナルト病者ナラサルトニ論ナク普通ノ方式ニ依ルコトハ事實上困難ナリトス、從テ此場合ニ於ケル方式ハ警察官一人及ヒ證人一人以上ノ立會ヲ以テ遺言書ヲ作ルコトヲ得ヘシ、而シテ此

方式ニ依ル遺言ハ裁判所ノ確認ヲ得ルコトハ之ヲ要セサルモノトス

(三) 從軍中ノ軍人軍屬ノ遺言(民、一〇七八條一〇七九條)

從軍中ノ軍人軍屬ハ疾病又ハ傷痕ノ爲メニ病院ニ在ル者及ヒ從軍中疾病傷痕其他ノ事由ニ因リ死亡ノ危急ニ迫リタル者ハ之ヲ他ノ者ト區別スルコトヲ要ス即チ左ノ如シ

甲 從軍中ノ軍人軍屬(民、一〇七八條)

從軍中ノ軍人軍屬カ遺言ヲ爲スニハ將校又ハ相當官一人及ヒ證人二人以上ノ立會ヲ以テスルコトヲ要ス、若シ將校及ヒ相當官カ其場所ニ在ラサルトキハ准士官又ハ下士一人ヲ以テ之ニ代ハルコトヲ得ヘシ

乙 從軍中ノ軍人軍屬ニシテ疾病又ハ傷痕ノ爲メニ病院ニ在ル者(民、一〇七八條)

此等ノ者カ遺言ヲ爲スニハ病院ノ醫師一人及ヒ證人二人以上ノ立會ヲ以テスルコトヲ要スルモノトス

丙 從軍中疾病傷痕其他ノ事由ニ因リテ死亡ノ危急ニ迫リタル軍人軍屬(民、一〇七九條)

此場合ニ於テハ(一)證人二人以上ノ立會ヲ以テ口頭ニテ遺言ノ趣旨ヲ申述シ(二)

證人ハ口授ニヨリ之ヲ筆記シ之ニ署名捺印スルコトヲ要スルモノトス、之ヲ第一〇七六條ノ通常人ノ場合ヨリ其手續ノ上ニ於テ簡略ナル所以ハ畢竟從軍中ニ多數ノ證人ヲ得ントスルハ極メテ困難ナルヲ以テナリ

右ノ方式ニ依リテ爲シタル遺言ハ證人ノ一人又ハ利害關係人ヨリ遲滞ナク理事又ハ主理ニ請求シテ其確認ヲ得ルコトヲ要ス、否ラサレハ遺言タルノ效ナキモノト唯此確認請求ノ時期ニ付テハ從軍中ノ者ニ對シ一定ノ期間ヲ指定シテ其提出スルヲ強要スルコトヲ得サルヲ以テ單ニ遲滞ナク請求ヲ爲スコトヲ要スルモノトセリ

(民、一〇七六條)

(四) 艦船中ニ在ル者ノ遺言(民、一〇八〇條一〇八一條)

艦船トハ軍艦又ハ通常ノ船舶ニ在ル者ヲ云ヒ、此場合ハ左ノ三個ニ區別セサルヘカラス

甲 軍艦及ヒ海軍所屬ノ船舶ニ在ル者(民、一〇八〇條)

軍艦又ハ海軍所屬ノ船舶ニ在ル者ハ其軍人軍屬又ハ通常人ナルトニ論ナク、艦船乗組中ニ在リテハ將校又ハ其相當官一人及ヒ證人二人以上ノ立會ヲ以テ遺言書ヲ作ルコトヲ得ヘシ、若シ將校又ハ其相當官カ其艦船中ニ在ラサルトキハ准士官又

ハ下士一人ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得ルモノトス

乙 普通ノ船舶ニ在ル者(民、一〇八〇條)

此等ノ者ハ船長又ハ事務員一人及ヒ證人二人以上ノ立會ヲ以テ遺言書ヲ作ルコトヲ得ヘシ

丙 艦船遭難ノ場合ニ在ル者(民、一〇八一條)

艦船遭難ノ場合ニ於テ遭難者ハ危急存亡ノ場合ニ瀕スルモノナルカ故ニ前記甲乙ノ方式ニ從フテ遺言ヲ爲スコトヲ得サルハ明ナリ、故ニ此ノ如キ場合ニ於テハ口頭ニ依ル遺言ノ方式ヲ定ムルコト蓋シ必要ナリ故ニ此場合ニ於テハ證人二人以上ノ立會ヲ以テ口頭ニテ遺言ヲ爲スコトヲ得ヘク證人ハ其趣旨ヲ筆記シ各自之ニ署名捺印スルコトヲ要スルモノトス、而シテ該遺言書ノ確認ハ通常ノ船舶ニ在リテハ之ヲ裁判所ニ請求セサルヘカラス

以上説明セル特別方式中(二)ノ交通遮斷ノ場所ニ在ル者ノ遺言(三)ノ從軍中ノ軍人軍屬及ヒ其疾病等ノ爲メニ病院ニ在ル者ノ遺言及ヒ(四)ノ軍艦及ヒ海軍所屬ノ船舶ニ在ル者竝ニ普通ノ船舶ニ在ル者ノ遺言ニ付テハ遺言者ハ必スシモ遺言書ノ全文ヲ筆記スルコトヲ要セス、他人ヲシテ之ヲ代書セシムルモ亦不可ナシ、而シテ遺言者、

筆者、立會人及ヒ證人ハ各自遺言書ニ署名捺印スルコトヲ要ス、唯第一〇七九條ノ場合ハ遺言者カ死亡ノ危急ニ迫リ且從軍中ニシテ事實上署名捺印スルコト困難ナルヘキヲ以テ此ノ場合ニ在リテハ此方式ヲ遵守スルヲ要セサルモノトス

而シテ第一〇七七條乃至一〇八一條ノ場合ニ於テ署名捺印スルコト能ハサル者アルトキハ立會人又ハ證人ハ其事由ヲ附記スルコトヲ要ス、而シテ其他遺言書ノ挿入削除其他ノ變更ニ關シテハ第一〇六八條第二項ノ規定ヲ準用シ、遺言者カ禁治産者ナルトキハ第一〇七三條ノ規定ヲ準用シ、遺言ノ證人又ハ立會人ニ付テハ第一〇七四條ヲ準用スルモノトス(民、一〇八二條乃至一〇八四條)

特別方式ニ依ル遺言ハ特別ノ事情ノ存スル場合ニ於テノミ許ス所ノモノニシテ其方式亦タ簡易ナリ、隨テ遺言者カ普通方式ニ依リ遺言ヲ爲スコトヲ得ルニ至リタルトキハ其效力ヲ失ハシメ更ニ普通方式ニ依リテ遺言ヲ爲シ其確實ヲ保タシムルヲ要ス、之法律ハ特別方式ニ依リテ爲シタル遺言ノ遺言者カ普通方式ニ依リテ遺言ヲ爲スコトヲ得ルニ至リタル時ヨリ六ヶ月間生存スルトキハ其效力ヲ失フモノト爲ス所以ナリ(民、一〇八五條)

第三項 遺言ノ執行

遺言カ法律ノ定ムル方式ニ從ヒ有效ニ成立シ其效力亦タ發生シタル時ハ之カ執行ヲ爲ササルヘカラス、而シテ遺言ヲ執行セントスルニハ其手續トシテ公正證書ニ依ル遺言ヲ除クノ外ハ之ヲ相續開始地ノ區裁判所ニ提出シ其檢認ヲ請求スルコトヲ要ス、檢認ハ乃チ遺言執行ノ一要件ニシテ遺言カ適法ノ方式ヲ履ミタルヤ又遺言書ノ保管ハ果シテ正當ナリシヤ否ヲ確認スルニ在ルモノトス（民、一一〇六條）

檢認ヲ以テ遺言執行ノ一要件トスルハ公正證書ニ依ル遺言ヲ除キ總テノ方式ニ依レル遺言ニ適用セラル從テ裁判所又ハ理事若クハ主理ノ確認ヲ得タル遺言書ナリト雖モ亦此手續ヲ履行スルコトヲ要ス、隨テ確認ハ遺言ノ成立ノ條件ニシテ檢認ハ執行ノ條件ナレハ此二者ノ性質全然異ナル所ナリ、而シテ公正證書ニ依ル遺言ニ檢認ヲ要セサルハ蓋シ公正證書ハ十分ノ信憑力ヲ有スルモノナルカ爲ナリトス
又封印アル遺言書ハ其自筆證書タルト秘密證書タルトニ論ナク之ヲ開封スルニハ裁判所ニ於テ相續人又ハ其代理人ノ立會ヲ以テスルコトヲ要ス、而シテ裁判所ハ豫メ開封ノ期日ヲ定メ之ヲ相續人ニ通知シ開封ニ付テノ調書ヲ作ルコトヲ要スルモノトス（民

一一〇六條非訟法、一一三條乃至一一五條）

以上ハ遺言ノ執行ニアラスシテ執行ノ爲メニ要スル前手續ニ外ナラスト雖モ檢認ヲ經スシテ遺言ノ執行ヲ爲シタル者又ハ裁判所ニ於テ開封スヘキ遺言書ヲ裁判所外ニテ開封シタル者ハ手續違背ノ制裁トシテ二百圓以下ノ過料ニ處セラルモノトス（民、一一〇七條）

遺言ハ遺言者ノ死亡ノ時ヨリ效力ヲ生スルニ依リ遺言ニハ執行者ナカルヘカラス、而シテ遺言執行者トハ即チ遺言ヲ執行スルカ爲メノ代理人ニ外ナラス、以下遺言執行者ノ指定又ハ選定、遺言執行者ノ任務ノ終了ニ付キ説明スヘシ
第一 遺言執行者ノ指定及ヒ選定

（一）遺言者ハ遺言ヲ以テ一人又ハ數人ノ遺言執行者ヲ指定シ又ハ其指定ヲ第三者ニ委託スルコトヲ得（民、一一〇八條一項）

遺言者カ遺言ヲ以テ遺言執行者ノ指定ヲ第三者ニ委託シタル場合ニ於テハ其委託ヲ受ケタル者ハ遲滞ナク之ヲ指定シ相續人ニ其氏名ヲ通知スルコトヲ要シ若シ第三者カ其委託ヲ辭セントスルトキハ同シク遲滞ナク之ヲ相續人ニ通知スルコトヲ要ス、而シテ遺言執行者ハ完全ニ遺言ノ趣旨ヲ執行シ一切ノ任務ヲ盡スコトヲ要ス故ニ能

ク其任務ヲ盡クシ得ヘキ者タラサルヘカラス、是ヲ以テ法律ハ無能力者及ヒ破産者ハ遺言執行者タルコトヲ得ストセリ（民、一一一一條）

遺言執行者ハ遺言者又ハ第三者ノ指定ニ依ルモ其任務ヲ行フニ付テハ先ツ承諾ノ意思ヲ表示セサルヘカラス、而シテ遺言執行者ハ成ルヘク速ニ其任務ニ就クコトヲ要スルモノナルカ故ニ就職ヲ承諾スルヤ否ノ意思表示ハ速ニ之ヲ爲スコトヲ要ス、是ヲ以テ相續人其他ノ利害關係人ハ相當ノ期間ヲ定メ其期間内ニ就職ヲ承諾スルヤ否ヲ確答スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ得ヘク、若シ遺言執行者ニシテ其期間内ニ承諾爲スニ於テハ相續人ニ對シテ其旨ヲ通知スルヲ要シ若シ其期間内ニ確答ヲ爲サス其期間ヲ徒過シタル場合ニ於テハ法律ハ就職ヲ承諾シタルモノト看做セリ（民、一一一〇條）

(二) 遺言執行者ナキ場合又ハ之ナキニ至リタル場合乃チ(一)遺言者カ遺言執行者ヲ指定セサル場合(二)遺言執行者ノ指定ヲ委託セラレタル者カ之ヲ指定セサル場合(三)遺言執行者ニ指定セラレタル者カ就職ヲ拒ミタル場合(四)遺言執行者ニ付キ解任、辭任、死亡、無能力又ハ破産ノ如キ事由ヲ生シタル爲メ遺言執行者ナキニ至リタルトキハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニヨリテ之ヲ選任スルコトヲ得ルモノトス、

而シテ其選任セラレタル遺言執行者ハ正當ノ理由アルニアラサレハ就職ヲ拒ムコトヲ得サルモノトス（民、一一一二條）

第二 遺言執行者ノ任務

遺言執行者ハ其任務ヲ行フニ當リテ先ツ相續財産ノ目錄ヲ調製シ之ヲ相續人ニ交付スルコトヲ要ス、而シテ此目錄調製ニ付テハ法律上別ニ期間ノ定メナシト雖モ任務ニ就クヤ遲滯ナク之ヲ調製スルヲ要シ若シ相續人カ目錄調製ニ立會センコトヲ請求シタルトキハ其立會ヲ得テ調製スヘク又相續人ヨリ公證人ニ目錄ヲ調製セシメシコトヲ請求シタルトキハ其請求ニ應セサルヘカラサルモノトス（民、一一一三條）

而シテ遺言執行者ハ其任務ヲ行フニ當リテハ相續財産ノ管理其他遺言ノ執行ニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲スノ權利義務ヲ有スルモノトス（民、一一一四條）
又遺言執行者ハ遺言ノ執行ニ必要ナル範圍内ニ於テハ管理行爲ハ勿論處分行爲ヲモ爲スコトヲ得ヘキモノナレハ遺言執行者アル場合ニ於テハ相續人ハ遺言ノ執行ニ關シテハ何等ノ權利ヲモ有スル能ハス、從テ相續人ハ相續財産ノ管理又ハ之カ處分ヲ爲スコトヲ得サルハ勿論其他遺言ノ執行ヲ妨クヘキ行爲ヲ爲スヲ得サルモノトス

(民、一一一五條)

尙ホ遺言執行者ノ權利義務ニ付テハ民法第一一四條乃至第一二〇條ヲ參照スヘシ

遺言執行者數人アル場合ニ於テハ各自單獨ニテ遺言ヲ執行スルヲ得ヘキカ又ハ數人共同シテ其任務ヲ行フヘキカ、民法ハ其過半數ノ協議ヲ以テ其任務ヲ行フヘキモノトセリ、但物ノ維持ノ爲メニ必要ナル保存行爲ノ如キハ各遺言執行者ハ單獨ニテ之ヲ爲スコトヲ得ヘク又遺言者カ遺言ヲ以テ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ從フヘキモノトス(民、一一一九條)

第三 遺言執行者ノ任務ノ終了

遺言執行者ノ任務ハ其全部ヲ執行シタルトキ又ハ遺言執行者ノ死亡ニ因リテ終了スヘキハ勿論其他解任又ハ辭任ニ依リテモ亦終了スヘシ、而シテ遺言全部ヲ結了シタル場合ニ於テハ其任務ハ絶對的消滅ニ歸シ其他ノ場合ニ在リテハ後任ノ遺言執行者ニ依リテ任務ヲ行ハサル可カラズ、故ニ此場合ニ於テハ關係的ノ任務終了ナリトス

遺言執行者ノ解任ハ遺言執行者カ其任務ヲ怠リタルトキ又ハ正當ノ事由アルトキ

(例ハ無能力者若クハ破産者トナリタルトキ)利害關係人ノ請求ニ依リ裁判所ニ於テ之ヲ決定スルモノトス(非訟法一〇七條)

又遺言執行者ハ正當ノ事由アルトキハ就職ノ後ト雖モ其任務ヲ辭スルコトヲ得ヘク其辭任ハ指定又ハ選定ニ依ル遺言執行者ト雖モ亦之ヲ爲スコトヲ得ルモ選定ニ依ル遺言執行者カ其任務ヲ辭セントスルニハ相續開始地ノ區裁判所ニ其申請ヲ爲スコトヲ要スルモノトス(非訟法一〇七條)

遺言執行者ハ任務終了シタル場合ニ於テモ急迫ナル事情アルトキハ之ニ必要ナル處分ヲ爲スヘク、又其任務ノ終了ハ之ヲ相續人ニ通知シ相續人カ之ヲ知リタルトキニアラサレハ之ヲ以テ其相續人ニ對抗スルヲ得サルモノトス(民、一一二二條)

而シテ遺言ノ執行ニ關スル費用(例ハ遺言書檢認請求ノ費用、遺言執行者ノ選任解任及ヒ辭任ニ關スル手續ノ費用遺言書ノ提出開封並ニ檢認及ヒ其告知費用又ハ遺言執行者ノ報酬等)ハ相續財産ノ負擔ニ屬スヘキモノトス(民、一一二三條)

第四項 遺言ノ失効及ヒ取消

遺言ノ失効トハ遺言カ有效ニ成立シタルモ或ル原因ノ爲メニ其效力ヲ生セサルトキ又

ハ其效力ナキニ至リタルヲ云ヒ又遺言ノ取消トハ一旦有效ニ成立セル遺言ニ付キ遺言者ノ行為ニ依リ又ハ裁判上其效力ヲ生セサルニ至リタルトキヲ云フ、故ニ遺言ノ失効ト其取消トハ原因ノ上ニ差異アルモ其效力ヲ生セサルノ點ニ於テハ二者共ニ同一ナリ左ニ其原因ニ付キ略述スヘシ

第一 遺言ノ失効

遺言ノ失効ハ遺言ノ成立後ニ生スルモノニシテ其原因即チ左ノ如シ

(一) 受遺者カ遺言者ノ死亡ニ先チテ死亡シタルトキ(民、一〇九六條)

(二) 受遺者カ遺贈ヲ拋棄シタルトキ(民、一〇八八條)

(三) 受遺者カ遺言者死亡ノ時ニ於テ未タ懐胎セラレタルトキ又ハ無資格者トナリタルトキ(民、一〇六五條)

(四) 遺贈ノ目的物全ク消滅シタルトキ

以上(一)乃至(四)ハ遺言ノ失効原因ニシテ遺贈ヲシテ其效力ヲ生セサラムルモノトス、而シテ遺贈カ其效力ヲ生セス又ハ拋棄ニ因リテ其效力ナキニ至リタルトキハ受遺者カ受クヘカリシモノハ相續人ニ歸屬スルモノトス(民、一〇九七條)

第二 遺言ノ取消

遺言ノ取消ハ遺言カ一旦有效ニ成立シタル後ニ於テ遺言者ノ行為ニ依リ又ハ相續人ノ請求ニ依リ裁判上其遺言ノ消滅ニ至ルヲ云フ、隨テ遺言取消ノ方法ニハ任意ノモノト裁判上ノモノトノ區別アリテ其原因即チ左ノ如シ

(一) 遺言者ノ行為ニ依ル取消(任意ノ取消)

遺言者カ任意ニ遺言ノ取消ヲ爲ス場合ハ之ヲ二個ニ區別ス即チ明示ノ取消、默示ノ取消之ナリ

(甲) 明示ノ取消 明示ノ取消トハ遺言者カ明ニ取消ノ意思ヲ表シタル場合ヲ云フ、此明示ノ取消ハ下ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス(イ)遺言者自ラ之ヲ爲シ且(ロ)遺言ノ方式ニ從ハサルヘカラス唯斯ニ注意スヘキハ遺言ノ方式ニ從フヲ要スト云フモ前ノ遺言ト同一ノ方式ニ依ルヲ要スルモノト誤解スヘカラサルコト之ナリ、隨テ公正證書ノ方式ニ依ル遺言ナリト雖モ自筆證書ニ依ルノ方式ヲ以テ爲ストキハ之カ取消ヲ爲スニ妨ケナキモノトス(民、一一二四條)

(乙) 默示ノ取消 默示ノ取消トハ遺言者カ明ニ意思表示ヲ爲シテ遺言ヲ取消スニアラスシテ遺言者ノ行為ニ依リテ取消ノ意思ヲ表示シタリト認め得ヘキ場合ニシテ乃チ左ノ如シ

(イ) 後ノ遺言 後ノ遺言ニ依リテ前ノ遺言ノ取消ヲ爲シタルコトノ分明ナル場合ニ於テハ之明示ノ取消ニ外ナラスト雖モ、之ヲ明示セスシテ前後ノ遺言互ニ抵觸セラル場合ニハ其效果如何ノ問題ヲ生ス、而シテ民法ハ此場合ニ於テハ抵觸スル部分ニ付テハ後ノ遺言ヲ以テ前ノ遺言ヲ取消シタルモノト看做スト規定シ遺言ニ付テモ亦暗黙ノ取消ヲ認メタリ(民、一一二五條)

(ロ) 遺言後ノ生前處分又ハ其他ノ法律行爲 前後ノ遺言カ抵觸スルトキハ抵觸ノ部分ニ付テハ取消シタルモノト看做シ其取消ヲ認ムル以上ハ遺言カ遺言後ノ生前處分又ハ其他ノ法律行爲ト抵觸スル場合ニ於テ同シク前ノ遺言ハ取消サレタルモノト看做スハ蓋シ當然ト云フヘシ、而シテ茲ニ遺言後ノ生前處分ト云フハ賣買、交換、贈與等ニシテ例ヘハ遺言者カ或物ヲ甲ニ贈與シタル後其物ヲ更ニ乙ニ贈與又ハ賣却シタルトキノ如キ遺言ハ取消サレタルモノト看做スヘキヲ以テ甲ハ其物ヲ取戻シ又ハ賣却代金ノ上ニ何等ノ權利ヲモ取得スルコトヲ得サルモノトス(民、一一二五條)

(ハ) 遺言書ノ毀滅及ヒ遺贈ノ目的物ノ毀滅 之又前ト同一ノ理由ニ基クモノナリ、蓋シ遺言書ハ遺言ヲ證明スル唯一ノ證據ニシテ法律ハ之ニ重キヲ措クノ結果一々其方式ヲ定メタリ、今遺言者故意ヲ以テ自ラ之ヲ毀滅シタルカ如キ場合ニ之ヲ取

消シタルモノト看做ササルニ於テハ法律ハ遺言書ナキ遺言ヲ認ムルノ結果ヲ生スヘシ、故ニ此場合亦タ遺言ヲ取消シタルモノト看做所以ナリ、遺言者カ遺贈ノ目的物ヲ故意ニ毀滅シタル場合亦同一ナリトス(民、一一二六條)

(ニ) 裁判上ノ取消

裁判上ノ取消トハ遺言者ノ相續人ヨリ裁判上遺言ノ取消ヲ請求シタル場合ニ生スルモノニシテ此權利ノ發生ハ負擔附遺贈ヲ受ケタル者カ其負擔シタル義務ヲ履行セサルトキニアリトス、即チ相續人ハ不履行ニ因リ直ニ取消權ヲ行使シ得スト雖モ相續人ハ先ツ受遺者ニ對シ相當ノ期間ヲ定メテ其履行ヲ催告シ若シ期限内ニ受遺者カ履行セサリシトキハ此權利ヲ行使シ判決ノ確定ニヨリテ遺言ハ取消サルモノトス(民、一一二八條)

第五項 遺言ニ關スル申請

第一目 遺言確認ノ申請

第一 申請ヲ爲スヘキ場合、申請人及ヒ其期間(民、一〇七六條一〇八一條一〇八四

條)

此申請ヲ爲スヘキ場合ハ疾病其他ノ事由又ハ艦船遭難ニ因リテ死亡ノ危急ニ迫リタル者カ此民法第一〇七六條、同第一〇八一條ノ規定ニ依リ特別ノ方式ニ依ル遺言ヲ爲シタル場合ニシテ其申請人ハ遺言ノ證人ノ一人又ハ利害關係人ナリ、而シテ其申請ノ期間ハ遺言ノ日ヨリ二十日內ニシテ而カモ以上ノ方式ニ依ル遺言ハ此申請ヲ爲ササルトキハ其效ナキモノトス

第二 申請ノ管轄(非訟法一〇九條)

此申請ハ遺言者ノ住所地又ハ相續開始地(即チ被相續人ノ住所地)ノ區裁判所ニ之ヲ爲スヘク又其申請書ニハ收入印紙貳拾錢ノ貼付ヲ要スルモノトス(民訴印紙法一六條)

尙ホ本目ノ申請ニ付テハ本節第一項ノ説明及ヒ左ノ書式ヲ參照スヘシ

遺言確認申請書

東京市赤坂區葵町參番地

青物商

申請人

大田喜六郎

年月日生

住所

東京市赤坂區表町參丁目參番地

遺言者

大田喜五郎

申請ノ原因タル事實

遺言者ハ大正 年 月 日疾病ニ因リ 月 日危篤ト爲リ其居宅ニ於テ申請人竝ニ東京市日本橋區本町壹丁目五番地太田三郎同市本所區太平町貳丁目百番地中村富三ヲ證人トシテ立會ハシメ申請人ニ對シ遺言ヲ口授シ申請人ハ之ヲ筆記シ別紙遺言書ヲ作成セシニ遺言者ハ 月 日死亡シタルニ付茲ニ遺言ノ確認ヲ求ムル次第ニ候

申請ノ趣旨

右遺言者ノ爲シタル別紙遺言ノ確認相成度候也

證據書類

一 戶籍謄本

一 遺言書

大正 年 月 日

右

大田喜五郎 印

東京區裁判所

判事 何 某殿

(注意) 民、一〇七六條一〇八一條非訟法、一〇九條ヲ參照スヘシ

第二目 遺言書檢認ノ申請

第一 申請ヲ爲スヘキ場合、申請人(民、一一〇六條一一〇七條)

此申請ヲ爲スヘキ場合ハ遺言ノ方式如何ヲ問ハス遺言書ノ保管者カ相續ノ開始ヲ知リタルトキ又ハ遺言書ノ保管者ナキ場合ニ於テ其相續人カ遺言書ヲ發見シタル場合ニ之ヲ爲スヘク又其申請ヲ爲スヘキ者ハ遺言書ノ保管者又ハ保管者ナキ場合ニ於テ其遺言書ヲ發見シタル相續人ニシテ又此申請ハ遲滞ナク之ヲ爲スコトヲ要スルモノトス、而シテ此申請ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ其檢認ヲ經スシテ遺言ヲ執行シ若クハ裁

判所外ニ於テ其開封ヲ爲シタルトキハ貳百圓以下ノ過料ニ處セラルルモノトス但公正證書ニ依ル遺言書ニハ檢認ヲ要セサルモノトス

第二 申請ノ管轄(非訟法一一一條、民、九六五條)

此申請ハ相續ノ開始地即チ被相續人ノ住所地ヲ管轄スル區裁判所ニ之ヲ爲スヘク又其申請書ニハ收入印紙貳拾錢ヲ貼付スルコトヲ要スルモノトス(民訴印紙法、一六條)

尙ホ本目ノ申請ニ付テハ本節第一項ノ説明及ヒ左ノ書式ヲ參照スヘシ

遺言書檢認申請書

住所 東京市牛込區市ヶ谷本村町貳番地

左官職

遺言者相續人

申請人

川田太吉

年月日生

住所 同所

遺言者 川田金太

申請ノ原因タル事實

右申請人ハ遺言者ノ長男ニシテ其相續ナリ而シテ遺言者ハ大正 年 月 日死亡シタルニ其後大正 年 月 日ニ至リ別封ノ遺言書發見シタルニ付茲ニ其檢認ヲ求ムル次第ニ候

申請ノ趣旨

右遺言者川田金太ノ遺言書ノ檢認相成度候也

證據書類

一 戶籍謄本

一 遺言書

大正 年 月 日

右

川田 太吉 印

東京區裁判所

判事 何 某殿

(注意)民、一一〇六條非訟法、一一一條以下ヲ參照スヘシ

第三目 遺言執行者選任ノ申請

第一 申請ヲ爲シ得ヘキ場合、申請人(民、一一二條一一〇八條)

此申請ヲ爲シ得ヘキ場合ハ遺言執行者ナキトキ又ハ之ナキニ至リタルトキ例(ハ遺言者カ其執行者ヲ指定セス又ハ其指定ヲ第三者ニ委任シタル場合ニ於テ委任ヲ受ケタル者カ其委任ヲ辭シタルトキ若クハ執行者ノ解任、辭任アリタルトキ等ナリトス、而シテ其申請ヲ爲シ得ヘキ者ハ利害關係人即チ相續人、相續債權者又ハ受遺者等ナリトス

第二 申請ノ管轄(非訟法、一〇七條民、九六五條)

此申請ハ相續開始地即チ被相續人ノ住所地ヲ管轄スル區裁判所ニ之ヲ爲スヘク又申請書ニハ收入印紙貳拾錢ヲ貼付スルコトヲ要スルモノトス(民訴印紙法、一六條)尚ホ本目ノ申請ニ付テハ本節第一項ノ説明及ヒ左ノ書式ヲ參照スヘシ

遺言執行者選任申請書

東京市麻布區三河臺町九番地

質商

受遺者

下山

幸吉

年月日生

東京市日本橋區新右衛門町拾五番地

遺言者 亡 森 田 三 藏

申請ノ原因タル事實

右申請人ハ 年 月 日檢認セラレタル遺言書ニ依ル受遺者ナルニ其遺言執行者ノ指定ナキニ因リ茲ニ選任ノ申請ニ爲ス次第ニ候

申請ノ趣旨

右遺言者ノ遺言執行者選任相成度候也

證據書類

一遺言書謄本

一遺言執行者適任者ノ戶籍抄本
大正 年 月 日

右

下山 幸吉 印

東京區裁判所

判事 何 某殿

第四目 遺言執行者ノ解任及ヒ辭任ノ申請

第一 申請ヲ爲シ得ヘキ場合、申請人(民、一一二一條)

解任ノ申請ハ遺言執行者カ其任務ヲ怠リタルトキ又ハ其解任ニ付キ正當ノ事由ノ存スルトキニシテ又其辭任ニ付テハ遺言執行者カ其辭任ニ付キ正當ノ事由ヲ有スルトキニ限ルモノトス、而シテ其申請ヲ爲シ得ヘキ者ハ前者ニ付テハ利害關係人ニシテ後者ニ付テハ執行者ナリトス

第二 申請ノ管轄(非訟法一〇七條民、九六五條)

第四章 裁判所ニ對スル申立及ヒ申請

此申請ハ孰レモ相續開始地即チ相續人ノ住所地ヲ管轄スル區裁判所ニ之ヲ爲スヘク又其申請書ニハ孰レモ收入印紙貳拾錢ノ貼付ヲ要スルモノトス（民訴印紙法、一六條）
尙ホ本目ノ申請ニ付テハ本節第一項ノ説明及ヒ左ノ書式ヲ參照スヘシ

遺言執行者解任申請書

東京市京橋區肴町壹番地士族

辯護士

利害關係人

申請人

中山喜一郎

年月日生

東京市日本橋區新右衛門町拾五番地

遺言者 亡 森田三藏

東京市日本橋區浪花町壹番地

遺言執行者 中山勝五郎

年月日生

申請ノ原因タル事實

右申請人ハ遺言者森田三藏ノ爲シタル遺言書ニ因ル受遺者ナルモ右中山勝五郎ハ大正 年 月 日遺言執行者ニ委任セラレ其承諾ヲ爲シタル者ナルニ拘ラス容易ニ財產目錄ヲ調製セサルノミナラス管理行爲ヲモ爲ササルニ因リ無止茲ニ解任ヲ求ムル次第ニ候

申請ノ趣旨

右遺言執行者ヲ解任相成度候也

證據書類

- 一 遺言書謄本
- 一 遺言執行者委任決定謄本
- 一 怠慢ヲ證スル書面

大正 年 月 日

右

中山喜一郎 ㊟

東京區裁判所
判事 何 某殿

遺言執行者辭任許可申請書

東京市麴町區三番町五番地士族
銀行員

遺言執行者

申請人

山 中 五 郎
年 月 日 生

東京市麴町區三番町參拾七番地

遺言者 亡 田 中 嘉 吉 郎

申請ノ原因タル事實

右申請人ハ大正 年 月 日遺言執行者ニ委任セラレタルモ別紙醫師ノ診斷書ノ通
リ疾病ニ罹リ容易ニ快復ノ見込ナク到底任務ヲ行フコト能ハス依テ辭任ノ許可ヲ求
ムル次第ニ候也

申請ノ趣旨

右遺言執行者辭任ノ許可相成度候

證據書類

一遺言執行者決定謄本

一診斷書

大正 年 月 日

右

山 中 五 郎 印

東京區裁判所

判事 何 某殿

(注意) 民、一一二一條非訟法、一〇七條ヲ參照スヘシ

改正 人事法書式便覽 終

改正 人事法書式便覽附錄

日本法令學會編纂

●改正 戶籍法 (大正三年三月三十日 法律第二十六號)

(大正三年六月十六日勅令第二百一十一號ヲ以テ大正四年一月一日ヨリ施行ス)

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル戶籍法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
戶籍法

第一章 戶籍事務ノ管掌

第一條 戶籍ニ關スル事務ハ市町村長之ヲ管掌ス

第二條 市町村長ハ自己又ハ自己ト家ヲ同シクスル者ニ關スル戶籍事件ニ付キ
其職務ヲ行フコトヲ得ス

戶籍法 戶籍事務ノ管掌

戸籍法 戸籍事務ノ管掌

二

第三條 戸籍事務ハ市役所又ハ町村役場ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ノ一人ノ判事又ハ監督判事之ヲ監督ス

戸籍事務ノ監督ニ付テハ司法行政ノ監督ニ關スル規定ヲ準用ス

第四條 市町村長カ其職務ノ執行ニ付キ届出人其他ノ者ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其損害カ市町村長ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル場合ニ限り之ヲ賠償スル責ニ任ス

第五條 市制第六條及ヒ第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ本法中市、市長及ヒ市役所ニ關スル規定ハ區、區長及ヒ區役所ニ之ヲ準用ス

第六條 市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ本法中市町村、市町村長及ヒ市役所並ニ町村役場ニ關スル規定ハ之ニ相當スル地區、吏員及ヒ公署ニ之ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テ市町村長ノ職務ヲ行フ吏員ノ事務ヲ代理スル吏員ナキ地ニ在リテハ其地ヲ管轄スル地方裁判所ノ長司法大臣ノ認可ヲ得テ豫メ其代理者

ヲ定ム

第七條 第二條及ヒ第四條ノ規定ハ戸籍事務ヲ管掌スル吏員ノ代理者ニ之ヲ準用ス

第八條 本法ノ規定ニ依リテ納付スル手数料ハ之ヲ市町村ノ収入トス
手数料ノ額ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二章 戸籍簿

第九條 戸籍ハ市町村ノ區域内ニ本籍ヲ定メタル者ニ付キ戸主ヲ本トシテ一戸毎ニ之ヲ編製ス

第十條 戸籍ハ地番號ノ順序ニ從ヒ之ヲ編綴シテ帳簿ト爲ス
一ノ市町村内ニ各別ニ地番號ヲ附シタル二個以上ノ區畫アル場合ニ於テハ其區畫ノ順序ハ市町村長之ヲ定ム

第十一條 戸籍ハ正副二本ヲ設ク

正本ハ之ヲ市役所又ハ町村役場ニ備ヘ副本ハ監督區裁判所之ヲ保存ス

戸籍法 戸籍簿

三

戸籍法 戸籍簿

四

第十二條 新ニ戸籍ヲ編製シタルトキハ市町村長ハ遲滞ナク其副本ヲ監督區裁判所ニ送付スルコトヲ要ス

第十三條 戸籍簿ハ事變ヲ避クル爲メニスル場合ヲ除ク外市役所又ハ町村役場外ニ之ヲ持出スコトヲ得ス

第十四條 戸籍簿ヲ閱覽シ又ハ戸籍ノ謄本若クハ抄本ノ交付ヲ受ケントスル者ハ手数料ヲ納付シテ之ヲ請求スルコトヲ得

市町村長ハ正當ノ理由アル場合ニ限り前二項ノ請求ヲ拒ムコトヲ得此場合ニ於テハ書面ヲ以テ其旨ヲ請求者ニ告知スルコトヲ要ス

謄本又ハ抄本ハ市町村長之ヲ作り原本ト相違ナキ旨ヲ附記シ且之ニ職氏名ヲ署シ職印ヲ捺捺スルコトヲ要ス

第十五條 戸籍簿ノ全部若クハ一部カ滅失シタルトキ又ハ滅失ノ虞アルトキハ司法大臣ハ其再製又ハ補完ニ付キ必要ナル處分ヲ命ス但滅失ノ場合ニ於テハ

其旨ヲ告示スルコトヲ要ス

第十六條 家督相續、廢絶家其他ノ事由ニ因リ戸籍ノ全部ヲ抹消シタルトキハ其戸籍ハ之ヲ戸籍簿ヨリ除キ別ニ編綴シ除籍簿トシテ之ヲ保存ス

除籍簿ノ保存期間ハ司法大臣之ヲ定ム

第十七條 第十三條乃至第十五條ノ規定ハ除籍簿及ヒ除カレタル戸籍ニ之ヲ準用ス

第三章 戸籍ノ記載手續

第十八條 戸籍ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 戸主、前戸主及ヒ家族ノ氏名
- 二 戸主ノ本籍
- 三 戸主カ華族又ハ士族ナルトキハ其族稱
- 四 家族カ戸主ト族稱ヲ異ニスルトキハ其族稱
- 五 戸主及ヒ家族ノ出生ノ年月日

戸籍法 戸籍ノ記載手續

五

戸籍法 戸籍ノ記載手續

六

- 六 戸主又ハ家族ト爲リタル原因及ヒ年月日
- 七 戸主竝ニ家族ノ實父母ノ氏名及ヒ戸主竝ニ家族ト實父母トノ續柄
- 八 戸主又ハ家族カ養子ナルトキハ其養親竝ニ實父母ノ氏名及ヒ養子ト養親竝ニ實父母トノ續柄
- 九 戸主ト前戸主及ヒ家族トノ續柄
- 十 家族ノ配偶者又ハ家族ヲ經テ戸主ト親族關係ヲ有スル者ニ付テハ其家族トノ續柄
- 十一 他家ヨリ入りテ家族ト爲リタル者カ他ノ家族トノミ親族關係ヲ有スルトキハ其續柄
- 十二 他家ヨリ入りテ戸主又ハ家族ト爲リタル者ニ付テハ其原籍、原籍ノ戸主ノ氏名及ヒ其戸主ト戸主又ハ家族ト爲リタル者トノ續柄
- 十三 後見人又ハ保佐人アル者ニ付テハ後見人又ハ保佐人ノ氏名、本籍及ヒ其就職竝ニ任務終了ノ年月日

十四 其他戸主又ハ家族ノ身分ニ關スル事項

第十九條 戸主及ヒ家族ノ氏名ノ記載ハ左ノ順序ニ依ル

第一 戸主

第二 戸主ノ直系尊屬

第三 戸主ノ配偶者

第四 戸主ノ直系卑屬及ヒ其配偶者

第五 戸主ノ傍系親及ヒ其配偶者

第六 戸主ノ親族ニ非サル者

直系尊屬ノ間ニ在リテハ親等ノ遠キ者ヲ先ニシ直系卑屬又ハ傍系親ノ間ニ在リテハ親等ノ近キ者ヲ先ニス
戸籍ヲ編製シタル後家族ト爲リタル者ニ付テハ戸籍ノ末尾ニ記載スルコトヲ要ス

第二十條 戸籍ノ記載ハ届出、報告、申請若クハ請求、證書若クハ航海日誌ノ

戸籍法 戸籍ノ記載手續

七

謄本又ハ裁判ニ依リ之ヲ爲ス

第二十一條 戸籍ニハ第十八條ニ掲ケタルモノノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 届出又ハ申請ノ受附ノ年月日、事件ノ本人ニ非サル者ノ届出又ハ申請ニ係ル場合ニ於テハ届出人又ハ申請人ノ資格及ヒ氏名、他ノ市町村長又ハ官廳ヨリ届書又ハ申請書ノ送付ヲ受ケタル場合ニ於テハ其受附ノ年月日及ヒ發送者ノ職氏名

二 報告又ハ請求ノ受附ノ年月日及ヒ報告者又ハ請求者ノ職氏名

三 證書又ハ航海日誌ノ謄本ノ受附ノ年月日及ヒ證書又ハ航海日誌ノ作製者並ニ謄本發送者ノ職氏名

四 戸籍ノ記載ヲ命シタル裁判ノ年月日及ヒ裁判所

第二十二條 市町村長カ届書、報告書其他ノ書類ヲ受理シタルトキハ其書類ニ受附ノ番號及ヒ年月日ヲ記載スルコトヲ要ス

本籍地ノ市町村長ハ前項ノ手續ヲ爲シタル後遲滞ナク戸籍ノ記載ヲ爲スコトヲ要ス

第二十三條 家督相續、家督相續回復其他戸主ノ變更ヲ生スヘキ事項ニ付キ届出、申請又ハ請求アリタルトキハ其届出、申請又ハ請求及ヒ前戸主又ハ戸主ノ名義ヲ有セシ者ノ戸籍ニ依リテ新戸籍ヲ編製スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ前戸主又ハ戸主ノ名義ヲ有セシ者ノ戸籍ニ事由ヲ記載シテ之ヲ抹消スルコトヲ要ス

家督相續人カ胎兒ナルトキハ其出生ノ記載ヲ爲スマテハ前二項ノ手續ヲ爲スコトヲ要セス此場合ニ於テハ前戸主ノ戸籍中戸主ニ關スル部分ヲ抹消シ家督相續人カ胎兒ナル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第二十四條 復籍拒絕ノ届出アリタルトキハ復籍拒絕者ノ戸籍ニ届出ノ要旨ヲ記載スルコトヲ要ス

前項ノ手續ヲ爲シタル後新戸籍ヲ編製スルトキハ之ニ復籍拒絕ニ關スル事項

ヲ移記スルコトヲ要ス

復籍ヲ拒絕セラレタル者カ死亡シ其他復籍スルコトナキニ至リタルトキハ復籍拒絕ニ關スル事項ヲ抹消スルコトヲ要ス

第二十五條 家督相續人指定ノ届出アリタルトキハ其指定ヲ爲シタル者ノ戸籍ニ届出ノ要旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第二十六條 離籍又ハ廢家ニ因ル除籍ノ手續ハ離籍セラレタル者ノ一家創立又ハ廢家ヲ爲ス者ノ入籍ノ手續アリタル後之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十七條 一戸ノ全員又ハ一戸内ノ一人若クハ數人ヲ戸籍ヨリ除クヘキトキハ事由ヲ記載シテ戸籍ノ全部又ハ一部ヲ抹消スルコトヲ要ス

除籍セラルヘキ者ノ本籍カ他ノ市町村ニ轉屬スル場合ニ於テハ前項ノ手續ハ入籍ノ通知ヲ受ケタル後之ヲ爲スコトヲ要ス但入籍地ノ市町村長カ届出ヲ受理シタルトキハ此限ニ在ラス

前項ノ規定ハ一家創立ノ届出ニ因リ除籍ヲ爲スヘキ場合ニ之ヲ準用ス

第二十八條 戸籍ノ記載ヲ爲スニハ略字又ハ符號ヲ用キス字畫明瞭ナルコトヲ要ス

年月日ヲ記載スルハ壹貳參拾ノ文字ヲ用ウルコトヲ要ス

文字ハ之ヲ改竄スルコトヲ得ス若シ訂正、挿入又ハ削除ヲ爲シタルトキハ其字數ヲ欄外ニ記載シ又ハ文字ノ前後ニ括弧ヲ附シ市町村長之ニ認印シ其削除ニ係ル文字ハ尙ホ明カニ讀得ヘキ爲メ字體ヲ存スルコトヲ要ス

第二十九條 戸籍ノ記載ヲ爲ス毎ニ市町村長ハ其文末ニ認印スルコトヲ要ス

第三十條 戸籍用紙中ノ一部分ヲ用キ盡シタルトキハ掛紙ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ市町村長ハ職印ヲ以テ掛紙ト本紙トニ契印ヲ爲スコトヲ要ス

第三十一條 届出事件ノ本人ノ本籍カ一ノ市町村ヨリ他ノ市町村ニ轉屬スル場合ニ於テハ届出ヲ受理シタル市町村長ハ戸籍ノ記載ヲ爲シタル後遲滞ナク届書ノ一通ヲ他ノ市町村長ニ送付スルコトヲ要ス

第三十二條 前條ノ場合ヲ除ク外他ノ市町村長カ戸籍ノ記載ヲ爲スヘキ必要アリ

戸籍法 戸籍ノ記載手續

戸籍法 戸籍ノ記載手續

一一

ル場合ニ於テハ届出ヲ受理シタル市町村長ハ遅滞ナク届書ノ一通ヲ他ノ市町村長ニ送付スルコトヲ要ス

第三十三條 本籍分明ナラサル者又ハ本籍ナキ者ニ付キ届出ヲ受理シタル後其者ノ本籍カ分明ト爲リタル旨又ハ其者カ本籍ヲ有スルニ至リタル旨ノ届出アリタル場合ニ於テハ前二條ノ規定ハ其届書及ヒ前ニ受理シタル届書ニ付キ之ヲ適用ス

第三十四條 前三條ノ規定ハ届書ニ非サル書面ニ因リ戸籍ノ記載ヲ爲スヘキ場合ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テハ市町村長ハ其受附ケタル書面ノ謄本ヲ作リ其謄本ヲ送付スルコトヲ要ス

第三十五條 届出事件ノ本人ノ本籍カ他ノ市町村ニ轉屬スル場合ニ於テハ入籍地ノ市町村長ハ戸籍ノ記載ヲ爲シタル後除籍地ノ市町村長ニ入籍ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス但入籍地ノ市町村長カ届出ヲ受理シタルトキハ此限ニ在ラス前項ノ規定ハ市町村長カ一家創立ノ届出ニ因リ除籍ヲ爲スヘキ場合ニ之ヲ準

用ス

第三十六條 戸籍ノ記載手續ヲ完了シタルトキハ届書其他受理シタル書類ハ本籍人及ヒ非本籍人ニ區別シ本籍人ニ關スルモノハ戸籍編綴ノ順序ニ從ヒテ之ヲ編綴シ非本籍人ニ關スルモノハ事件ノ種類ニ依リ各別ニ之ヲ編綴シ且各目錄ヲ附スルコトヲ要ス

戸籍ノ記載ヲ要セサル事項ニ付キ受理シタル書類ハ之ヲ合綴シ且目錄ヲ附スルコトヲ要ス日本ノ國籍ヲ有セサル者ニ關スル事項ニ付キ受理シタル書類亦同シ

第三十七條 前條第一項ノ書類ハ一个月毎ニ遅滞ナク之ヲ監督區裁判所ニ送付スルコトヲ要ス

第三十八條 第三十六條ノ書類ノ保存期間ハ司法大臣之ヲ定ム

第三十九條 戸籍ノ記載カ法律上許スヘカラサルモノナルコト又ハ其記載ニ錯誤若クハ遺漏アルコトヲ發見シタル場合ニ於テハ市町村長ハ遅滞ナク届出人

戸籍法 戸籍ノ記載手續

一三

戸籍法 戸籍ノ記載手續

一四

又ハ届出事件ノ本人ニ其旨ヲ通知スルコトヲ要ス但其錯誤又ハ遺漏カ市町村長ノ過誤ニ出テタルトキハ此限ニ在ラス
前項ノ通知ヲ爲スコト能ハサルトキ又ハ通知ヲ爲シタルモ戸籍訂正ノ申請ヲ爲ス者ナキトキハ市町村長ハ監督區裁判所ノ許可ヲ得テ戸籍ノ訂正ヲ爲スコトヲ得前項但書ノ場合亦同シ裁判所其他ノ官廳、檢事又ハ吏員カ其職務上戸籍ノ記載ニ錯誤又ハ遺漏アルコトヲ知リタルトキハ遲滞ナク届出事件ノ本人ノ本籍地ノ市町村長ニ其旨ヲ通知スルコトヲ要ス
第四十條 同一ノ事件ニ付キ數人ノ届出義務者ヨリ各別ニ届出アリタル場合ニ於テ後ニ受理シタル届出ニ因リテ戸籍ノ記載ヲ爲シタルトキハ前ニ受理シタル届出ニ基キ其戸籍ノ訂正ヲ爲スコトヲ要ス
第四十一條 行政區畫又ハ土地ノ名稱ノ變更アリタルトキハ戸籍ノ記載ハ訂正セラレタルモノト看做ス但其記載ヲ更正スルコトヲ妨ケス
地番號ノ變更アリタルトキハ戸籍ノ記載ヲ更正スルコトヲ要ス

第四十二條 市町村ノ區域ノ變更アリタルトキハ戸籍及ヒ之ニ關スル書類ハ之ヲ當該市町村ニ引繼クコトヲ要ス

第四章 届出

第一節 通則

第四十三條 届出ハ届出事件ノ本人ノ本籍地又ハ届出人ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第四十四條 日本ノ國籍ヲ有セサル者ニ關スル届出ハ其寄留地又ハ届出人ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス
所在地ノ市町村長カ届書ヲ受理シタルトキハ之ヲ寄留地ノ市町村長ニ送付スルコトヲ要ス

第四十五條 本籍分明ナラサル者又ハ本籍ナキ者ニ付キ届出アリタル後其者ノ本籍カ分明ト爲リタルトキ又ハ其者カ本籍ヲ有スルニ至リタルトキハ届出人又ハ届出事件ノ本人ハ其事實ヲ知リタル日ヨリ十日内ニ届出事件ヲ表示シテ戸籍法 届出 通則

一五

届出ヲ受理シタル市町村長ニ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス

第四十六條 届出ハ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第四十七條 届書ニハ左ノ事項ヲ記載シ届出人之ニ署名、捺印スルコトヲ要ス

一 届出事件

二 届出ノ年月日

三 届出人ノ出生ノ年月日及ヒ本籍

届出事件ニ因リ届出事件ノ本人ニ隨ヒテ家ヲ去リ、他家ニ入り其他身分ニ變更ヲ生スル者アル場合ニ於テハ届書ニ其者ノ氏名、出生ノ年月日並ニ本籍及ヒ身分變更ノ事由ヲ記載スルコトヲ要ス

第四十八條 届出人ト届出事件ノ本人ト異ナルトキハ届書ニ其續柄ヲ記載スルコトヲ要ス

届出人カ家族ナルトキハ届書ニ戸主ノ氏名及ヒ届出人ト戸主トノ續柄ヲ記載スルコトヲ要ス

第四十九條 届出ヲ爲スヘキ者カ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ親權ヲ行フ者又ハ後見人ヲ以テ届出義務者トス但出生、死亡其他單純ノ事實ニ關スル届出ハ未成年者又ハ禁治産者モ亦之ヲ爲スコトヲ得
親權ヲ行フ者又ハ後見人カ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ届書ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 届出ヲ爲スヘキ者ノ氏名、出生ノ年月日及ヒ本籍

二 無能力ノ原因

三 届出人カ親權ヲ行フ者又ハ後見人ナルコト

第五十條 無能力者カ其法定代理人ノ同意ヲ得スシテ爲スコトヲ得ヘキ行爲ニ付テハ無能力者之ヲ届出ツルコトヲ要ス

禁治産者カ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ届書ニ届出事件ノ性質及ヒ効果ヲ理會スルニ足ルヘキ能力ヲ有スルコトヲ證スヘキ診斷書ヲ添付スルコトヲ要ス

第五十一條 證人ヲ要スル事件ノ届出ニ付テハ證人ハ届書ニ出生ノ年月日及ヒ

本籍ヲ記載シテ署名、捺印スルコトヲ要ス

第五十二條 届出人、届出事件ノ本人又ハ證人カ本籍ニ在ラサルトキハ届書ニ其所在ヲ記載スルコトヲ要ス

第五十三條 届書ニ記載スヘキ事項ニシテ存セサルモノ又ハ知レサルモノアルトキハ其旨ヲ記載スルコトヲ要ス但市町村長ハ特ニ重要ト認ムル事項ヲ記載セサル届書ヲ受理スルコトヲ得ス

第五十四條 届書ニハ本法其他ノ法令ニ定メタル事項ノ外戸籍ニ記載スヘキ事項ヲ明瞭ナラシムル爲メ必要ナルモノハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第五十五條 第二十八條第一項及ヒ第三項ノ規定ハ届書ニ之ヲ準用ス

第五十六條 二箇所以上ノ市役所又ハ町村役場ニ於テ戸籍ノ記載ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ市役所又ハ町村役場ノ數ト同數ノ届書ヲ提出スルコトヲ要ス

本籍地外ニ於テ届出ヲ爲ストキハ前項ノ規定ニ依ルモノノ外尙ホ一通ノ届書ヲ提出スルコトヲ要ス

前二項ノ場合ニ於テ相當ト認ムルトキハ市町村長ハ届書ノ謄本ヲ作り之ヲ以テ届書ニ代フルコトヲ得

第五十七條 口頭ヲ以テ届出ヲ爲スニハ届出人ハ市役所又ハ町村役場ニ出頭シ届書ニ記載スヘキ事項ヲ陳述スルコトヲ要ス

市町村長ハ届出人ノ陳述ヲ筆記シ届出ノ年月日ヲ記載シテ届出人ニ讀聞カセ且届出人ヲシテ其書面ニ署名、捺印セシムルコトヲ要ス

届出人カ疾病其他ノ事故ニ因リ出頭スルコト能ハサルトキハ代理人ヲ以テ届出ヲ爲スコトヲ得

第五十八條 届出事件ニ付キ戸主、父母、後見人、親族會其他ノ者ノ同意、承諾又ハ承認ヲ要スルトキハ届書ニ其同意、承諾又ハ承認ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス但同意、承認又ハ承認ヲ爲シタル者ヲシテ届書ニ其旨ヲ附記シ署名、捺印セシムルヲ以テ足ル

届出事件ニ付キ官廳ノ許可ヲ要スルトキハ届書ニ許可書ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要ス

トヲ要ス

第五十九條 届書ニ關スル規定ハ第五十七條第二項及ヒ前條第一項ノ書面ニ之ヲ準用ス

第六十條 外國ニ在ル日本人ハ本法ノ規定ニ從ヒ其國ニ駐在スル日本ノ大使、公使又ハ領事ニ届出ヲ爲スコトヲ得

第六十一條 外國ニ在ル日本人カ其國ノ方式ニ從ヒ届出事件ニ關スル證書ヲ作ラシメタルトキハ一ヶ月内ニ其國ニ駐在スル日本ノ大使、公使又ハ領事ニ其證書ノ謄本ヲ提出スルコトヲ要ス

大使、公使又ハ領事カ其國ニ駐在セザルトキハ一ヶ月内ニ本籍地ノ市町村長ニ證書ノ謄本ヲ發送スルコトヲ要ス

第六十二條 大使、公使又ハ領事ハ前二條ノ規定ニ依リ受理シタル書類ヲ一ヶ月内ニ外務大臣ニ發送シ外務大臣ハ十日内ニ之ヲ本人ノ本籍地ノ市町村長ニ發送スルコトヲ要ス

第六十三條 届出期間ハ届出事件發生ノ日ヨリ之ヲ起算ス

裁判確定ノ日ヨリ期間ヲ起算スヘキ場合ニ於テ裁判カ送達又ハ交付前確定シタルトキハ其送達又ハ交付ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第六十四條 市町村長カ届出ヲ怠リタル者アルコトヲ知リタルトキハ相當ノ期間ヲ定メ届出義務者ニ對シ其期間内ニ届出ヲ爲スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス

届出義務者カ前項ノ期間内ニ届出ヲ爲サザルトキハ市町村長ハ更ニ相當ノ期間ヲ定メテ催告ヲ爲スコトヲ得

第三十九條第二項ノ規定ハ前二項ノ催告ヲ爲スコト能ハサル場合及ヒ催告ヲ爲スモ届出ヲ爲ササル場合ニ、同條第三項ノ規定ハ裁判所其他ノ官廳、檢事又ハ吏員カ届出ヲ怠リタル者アルコトヲ知リタル場合ニ之ヲ準用ス

第六十五條 市町村長カ届出ヲ受理シタル場合ニ於テ届書ニ欠缺アル爲メ戸籍ノ記載ヲ爲スコト能ハザルトキハ届出義務者ナシテ其追完ヲ爲サシムルコト

戸籍法 届出 通則

二二

ヲ要ス此場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第六十六條 届出期間經過後ノ届出ト雖モ市町村長ハ之ヲ受理スルコトヲ要ス

第六十七條 届出人ハ届出ノ受理又ハ不受理ノ證明書ヲ請求スルコトヲ得但受

理ノ證明書ヲ請求スル場合ニ於テハ手数料ヲ納付スルコトヲ要ス

利害關係人ハ手数料ヲ納付シテ第三十六條ノ書類ノ閲覽ヲ請求シ又ハ其書類

ニ記載シタル事項ニ付キ證明書ヲ請求スルコトヲ得

第十四條第二項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

利害關係人ハ特別ノ理由アル場合ニ限り第三十七條ノ書類ノ閲覽ヲ請求スルコトヲ得

第六十八條 届出人其他ノ者カ署名、捺印スヘキ場合ニ於テ印ヲ有セザルトキハ署名スルヲ以テ足ル署名スルコト能ハサルトキハ氏名ヲ代署セシメ捺印スルヲ以テ足ル署名スルコト能ハス且印ヲ有セザルトキハ氏名ヲ代署セシメ捺印スルヲ以テ足ル

前項ノ場合ニ於テハ書面ニ其事由ヲ記載スルコトヲ要ス

第二節 出生

第六十九條 出生ノ届出ハ十四日内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 子ノ氏名及ヒ男女ノ別

二 子カ私生子又ハ庶子ナルトキハ其旨

三 出生ノ年月日時及ヒ場所

四 父母ノ氏名、本籍及ヒ職業

五 子ノ入ルヘキ家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍

六 子カ一家ヲ創立スルトキハ其旨及ヒ創立ノ原因並ニ場所

第七十條 出生ノ届出ハ出生地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

第七十一條 汽車又ハ航海日誌ヲ備ヘサル船舶中ニテ出生アリタル場合ニ於テ戸籍法 届出 出生

二三

戸籍法 届出 出生

二四

ハ到着地ニ於テ届出ヲ爲スコトヲ得

第七十二条 嫡出子出生ノ届出ハ父之ヲ爲シ父カ届出ヲ爲スコト能ハサル場合又ハ民法第七百三十四條第一項、第二項但書ノ場合ニ於テハ母之ヲ爲スコトヲ要ス

庶子出生ノ届出ハ父之ヲ爲シ私生子出生ノ届出ハ母之ヲ爲スコトヲ要ス

前二項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲スヘキ者カ届出ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テハ左ニ掲ケタル者ハ其順序ニ從ヒ届出ヲ爲スコトヲ要ス

第一 戸主

第二 同居者

第三 分娩ニ立會ヒタル醫師又ハ産婆

第四 分娩ヲ介抱シタル者

第七十三条 嫡出子否認ノ訴ヲ提起シタルトキト雖モ出生ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス

第七十四条 民法第八百二十一條ノ規定ニ依リ裁判所カ父ヲ定ムヘキトキハ出生ノ届出ハ母之ヲ爲スコトヲ要ス此場合ニ於テハ届書ニ父ノ未定ナル事由ヲ

記載スルコトヲ要ス

第七十二条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十五条 航海中ニ出生アリタルトキハ艦長又ハ船長ハ二十四時内ニ第六十

九條第二項ニ掲ケタル事項ヲ航海日誌ニ記載シテ署名、捺印スルコトヲ要ス

前項ノ手續ヲ爲シタル後艦船カ日本ノ港ニ著シタルトキハ艦長又ハ船長ハ週

滯ナク出生ニ關スル航海日誌ノ際本ナ其地ノ市町村長ニ發送スルコトヲ要ス

艦船カ外國ノ港ニ著シタルトキハ艦長又ハ船長ハ週滯ナク出生ニ關スル航海

日誌ノ際本ナ其國ニ駐在スル日本ノ大使、公使又ハ領事ニ發送シ大使、公使

又ハ領事ハ一个月内ニ之ヲ外務大臣ニ發送シ外務大臣ハ十日内ニ之ヲ本籍地

ノ市町村長ニ發送スルコトヲ要ス

第七十六条 病院、監獄其他ノ公設所ニ於テ出生アリタル場合ニ於テ父母共ニ

戸籍法 届出 出生

二五

戸籍法 届出 認知

届出ヲ爲スコト能ハサルトキハ公設所ノ長又ハ管理人届出ヲ爲スコトヲ要ス
第七十七條 出生ノ届出ノ前ニ子カ死亡シタルトキハ死亡ノ届出ト共ニ出生ノ
届出ヲ爲スコトヲ要ス

第七十八條 棄兒ヲ發見シタル者又ハ棄兒發見ノ申告ヲ受ケタル警察官ハ二十
四時内ニ其旨ヲ市町村長ニ申出ツルコトヲ要ス

前項ノ申出アリタルトキハ市町村長ハ氏名ヲ命シ本籍ヲ定メ且附屬品、發見
ノ場所、年月日時其他ノ状況及ヒ氏名、男女ノ別、出生ノ推定年月日並ニ本
籍ヲ調査ニ記載スルコトヲ要ス其調査ハ之ヲ届書ト看做ス

第七十九條 父又ハ母カ棄兒ヲ引取ルトキハ一个月内ニ第六十九條第二項ノ規
定ニ依ル届出ヲ爲シ且戸籍ノ訂正ヲ申請スルコトヲ要ス

第八十條 第七十八條第一項又ハ前條ノ手續ヲ爲ス前ニ棄兒カ死亡シタルトキ
ハ死亡ノ届出ト共ニ其手續ヲ爲スコトヲ要ス

第三節 認知

第八十一條 私生子認知ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 子ノ氏名、男女ノ別、出生ノ年月日及ヒ本籍
- 二 死亡シタル子ヲ認知スル場合ニ於テハ死亡ノ年月日
- 三 父カ認知ヲ爲ス場合ニ於テハ母ノ氏名並ニ本籍及ヒ父ノ職業
- 四 子カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名、本籍及ヒ戸主ト子トノ續柄

第八十二條 胎内ニ在ル子ヲ認知スル場合ニ於テハ届書ニ其旨、母ノ氏名及ヒ
本籍ヲ記載シ認知者ノ本籍地ニ於テ之ヲ届出ツルコトヲ要ス

第八十三條 父カ庶子出生ノ届出ヲ爲シタルトキハ其届出ハ認知届出ノ效力ヲ
有ス民法第八百三十六條第二項ノ規定ニ依リ嫡出子タルヘキ者ニ付キ父母カ

嫡出子出生ノ届出ヲ爲シタルトキ亦同シ

第八十四條 認知ノ裁判カ確定シタルトキハ訴ヲ提起シタル者ハ裁判確定ノ日
ヨリ十日内ニ裁判ノ謄本ヲ添附シ第八十一條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ
要ス其届書ニハ裁判確定ノ日ヲ記載スルコトヲ要ス

戸籍法 届出 認知

戸籍法 届出 養子縁組

二八

第八十五條 遺言ニ依ル認知ノ場合ニ於テハ遺言執行者ハ其就職ノ日ヨリ十日
内ニ認知ニ關スル遺言ノ謄本ヲ添附シ第八十一條又ハ第八十二條ノ規定ニ從
ヒテ其届出ヲ爲スコトヲ要ス

第八十六條 認知セラレタル胎兒方死體ニテ生レタルトキハ出生届出職務者ハ
其實事ヲ知リタル日ヨリ十四日内ニ認知ノ届出地ニ於テ其旨ヲ届出ツルコト
ヲ要ス但遺言執行者カ前條ノ届出ヲ爲シタル場合ニ於テハ遺言執行者其届出
ヲ爲スコトヲ要ス

第八十七條 第五十七條第三項ノ規定ハ第八十一條及ヒ第八十二條ノ届出ニハ
之ヲ適用セス

第四節 養子縁組

第八十八條 縁組ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 當事者ノ氏名、出生ノ年月日、本籍及ヒ職業
- 二 養子ノ實父母ノ氏名及ヒ本籍

三 當事者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名、本籍及ヒ戸主トノ綴柄

婚家又ハ養家ヨリ更ニ縁組ニ因リテ他家ニ入ル者ニ付テハ前項ニ掲ケタル事
項ノ外實家ノ戸主、前養親ノ氏名及ヒ本籍ヲ記載スルコトヲ要ス

第八十九條 配偶者ノ一方カ雙方ノ名義ヲ以テ縁組ヲ爲ス場合ニ於テハ届書ニ
其事由ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十條 民法第八百四十三條ノ規定ニ依リテ縁組ノ承諾ヲ爲シタル場合ニ於
テハ届出ハ其承諾ヲ爲シタル者之ヲ爲スコトヲ得

第九十一條 民法第八百四十八條ノ規定ニ依リ縁組ノ届出ヲ爲ストキハ縁組ニ
關スル遺言ノ謄本ヲ届書ニ添附スルコトヲ要ス

第九十二條 縁組ノ届出ハ養親ノ本籍地又ハ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第九十三條 縁組取消ノ裁判カ確定シタルトキハ訴ヲ提起シタル者ハ裁判確定
ノ日ヨリ十日内ニ裁判ノ謄本ヲ添附シ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス

戸籍法 届出 養子縁組

二九

戸籍法 届出 養子離縁

- 一 當事者ノ氏名及ヒ本籍
- 二 養子ノ實父母ノ氏名及ヒ本籍
- 三 養子ノ入ルヘキ家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍
- 四 養子カ一家ヲ創立スルトキハ其旨及ヒ創立ノ原因並ニ場所但實家ヲ再興スルトキハ其旨及ヒ再興ノ場所
- 五 裁判確定ノ日

第九十四條 第五十七條第三項ノ規定ハ縁組ノ届出ニハ之ヲ適用セス

第五節 養子離縁

第九十五條 離縁ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 當事者ノ氏名、本籍及ヒ職業
- 二 養子ノ實父母ノ氏名及ヒ本籍
- 三 當事者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名及ヒ本籍
- 四 養子ノ復籍スヘキ家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍

五 養子カ一家創立スルトキハ其旨及ヒ創立ノ原因並ニ場所但實家ヲ再興スルトキハ其旨及ヒ再興ノ場所

第九十六條 民法第八百六十二條第二項ノ規定ニ依リテ離縁ノ協議ヲ爲シタル場合ニ於テハ届出ハ其協議ヲ爲シタル者之ヲ爲スコトヲ得

第九十七條 民法第八百六十二條第三項ノ規定ニ依リテ離縁ヲ爲ス場合ニ於テハ養子其届出ヲ爲スコトヲ得

第九十八條 離縁ノ裁判カ確定シタルトキハ訴ヲ提起シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ裁判ノ謄本ヲ添附シ第九十五條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ要ス其届書ニハ裁判確定ノ日ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十九條 第五十七條第三項ノ規定ハ第九十五條乃至第九十七條ノ届出ニハ之ヲ適用セス

第六節 婚姻

第一百條 婚姻ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

戸籍法 届出 婚姻

戸籍法 届出 婚姻

- 一 當事者ノ氏名、出生ノ年月日、本籍及ヒ職業
 - 二 父母ノ氏名及ヒ本籍
 - 三 當事者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名、本籍及ヒ戸主トノ續柄
 - 四 入夫婚姻又ハ婿養子縁組ナルトキハ其旨
 - 五 入夫婚姻ノ場合ニ於テ入夫カ戸主ト爲ルトキハ其旨
- 當事者ノ一方カ婚家又ハ養家ヨリ更ニ婚姻ニ因リテ他家ニ入ル場合ニ於テハ前項ニ掲ケタル事項ノ外實家ノ戸主、養親ノ氏名及ヒ本籍ヲ記載スルコトヲ要ス

第百一條 婚姻ノ届出ハ夫ノ本籍地又ハ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス但入夫婚姻又ハ婿養子縁組ノ場合ニ於テハ妻ノ本籍地又ハ所在地ニ於テ届出ヲ爲スコトヲ要ス

第百二條 第九十三條ノ規定ハ婚姻取消ノ裁判カ確定シタル場合ニ之ヲ準用ス

檢事カ訴ヲ提起シタル場合ニ於テハ裁判確定ノ後遑滯ナク戸籍記載ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス

第百三條 第五十七條第三項ノ規定ハ婚姻ノ届出ニハ之ヲ適用セス

第七節 離婚

第百四條 離婚ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 當事者ノ氏名、本籍及ヒ職業
- 二 父母ノ氏名及ヒ本籍
- 三 當事者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名及ヒ本籍
- 四 婚家ヲ去ル者ノ復籍スヘキ家ノ戸主ノ氏名及ヒ本籍
- 五 婚家ヲ去ル者カ一家ヲ創立スルトキハ其旨及ヒ創立ノ原因並ニ場所但實家ヲ再興スルトキハ其旨及ヒ再興ノ場所

第百五條 離婚ノ裁判カ確定シタルトキハ訴ヲ提起シタル者ハ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ裁判ノ謄本ヲ添附シ前條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ要ス其届戸籍法 届出 離婚

戸籍法 親權及後見

三四

書ニハ裁判確定ノ日ヲ記載スルコトヲ要ス

第百六條 第五十七條第三項ノ規定ハ第百四條ノ届出ニハ之ヲ適用セス

第八節 親權及後見

第百七條 父カ親權又ハ管理權ノ喪失ノ宣告ヲ受ケタル場合ニ於テ母其權利ヲ行フトキハ裁判確定ノ日ヨリ十日内ニ裁判ノ謄本ヲ添附シ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス其届書ニハ裁判確定ノ日ヲ記載スルコトヲ要ス

第百八條 第九十三條第一項ノ規定ハ失權宣告取消ノ裁判カ確定シタル場合ニ之ヲ準用ス此場合ニ於テハ届書ニ裁判確定ノ日ヲ記載スルコトヲ要ス

第百九條 後見開始ノ届出ハ後見人其就職ノ日ヨリ十日内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 後見人及ヒ被後見人ノ氏名、出生ノ年月日及ヒ本籍
- 二 被後見人カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名及ヒ本籍

三 後見開始ノ原因及ヒ年月日

四 後見人就職ノ年月日

第百十條 後見人更迭ノ場合ニ於テハ後任者ハ就職ノ日ヨリ十日内ニ其旨ヲ届出ツルコトヲ要ス此場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第百十一條 遺言ニ依ル後見人指定ノ場合ニ於テハ指定ニ關スル遺言ノ謄本ヲ届書ニ添附スルコトヲ要ス

後見人選任ノ場合ニ於テハ選任ヲ證スル書面ヲ届書ニ添附スルコトヲ要ス

第百十二條 後見終了ノ届出ハ後見人十日内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 被後見人ノ氏名及ヒ本籍
- 二 後見終了ノ原因及ヒ年月日

第百十三條 前四條ノ届出ハ被後見人ノ本籍地又ハ後見人ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

戸籍法 届出 親權及ヒ後見

三五

戶籍法 届出 隠居、死亡及ヒ失踪

三六

第百十四條 後見人ニ關スル本節ノ規定ハ保佐人ニ之ヲ準用ス

第九節 隠居

第百十五條 隠居ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 隠居者ノ氏名、出生ノ年月日及ヒ本籍
- 二 家督相續人ノ氏名、出生ノ年月日竝ニ本籍及ヒ家督相續人ト隠居者トノ續柄

三 隠居ノ原因

第十節 死亡及ヒ失踪

第百十六條 死亡ノ届出ハ届出義務者カ死亡ノ事實ヲ知リタル日ヨリ七日内ニ診斷書若クハ檢案書又ハ檢視調書ノ謄本ヲ添附シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 死亡者ノ氏名、本籍及ヒ職業
- 二 死亡ノ年月日時及ヒ場所

三 死亡者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名及ヒ戸主ト死亡者トノ續柄

第百十七條 左ニ掲ケタル者ハ其順序ニ從ヒ死亡ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス但順序ニ拘ハラス届出ヲ爲スコトヲ得

第一 戸主

第二 同居者

第三 家主、地主又ハ家屋若クハ土地ノ管理人

第百十八條 死亡ノ届出ハ死亡地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

第百十九條 水難、火災其他ノ事變ニ因リ死亡シタル者アル場合ニ於テハ其取調ヲ爲シタル官廳又ハ公署ハ死亡者ノ本籍地ノ市町村長ニ死亡ノ報告ヲ爲スコトヲ要ス

第百二十條 死刑ノ執行アリタルトキハ監獄ノ長ハ遲滞ナク監獄所在地ノ市町村長ニ死亡ノ報告ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ハ在監中死亡シタル者ノ引取人ナキ場合ニ之ヲ準用ス此場合ニ於

戶籍法 届出 死亡及ヒ失踪

三七

ナハ報告書ニ診断書又ハ検査書ヲ添付スルコトヲ要ス

第二百一十一條 前二條ノ報告書ニハ第一百十六條第二項ニ掲ケタル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

第二百二十二條 死亡者ノ本籍分明ナラス又ハ死亡者ヲ認識スルコト能ハサル場合ニ於テハ警察官ハ検視調査ヲ作リ之ヲ添付シテ遅滞ナク死亡地ノ市町村長ニ死亡ノ報告ヲ爲スコトヲ要ス

死亡者ノ本籍分明ナルニ至リ又ハ死亡者ヲ認識スルコトヲ得ルニ至リタルトキハ警察官ハ遅滞ナク其旨ヲ報告スルコトヲ要ス

第一項ノ報告アリタル後第一百七條第一號及ヒ第二號ニ掲ケタル者カ死亡者ヲ認識シタルトキハ十日内ニ死亡ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス

第二百二十三條 第七十一條、第七十五條及ヒ第七十六條ノ規定ハ死亡ノ届出ニ之ヲ準用ス

第二百二十四條 失踪宣告ノ届出ハ其宣告ヲ請求シタル者裁判ノ日ヨリ十日内ニ

裁判ノ原本ヲ添附シテ之ヲ爲スコトヲ要ス
届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 失踪者ノ氏名及ヒ本籍

二 民法第三十條ニ定メタル期間満了ノ日

三 失踪者カ家族ナルトキハ戸主ノ氏名及ヒ戸主ト失踪者トノ続柄

第十一節 家督相續

第二百二十五條 家督相續ノ届出ハ戸主ト爲リタル者相續ノ事實ヲ知リタル日ヨリ一ヶ月内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス但入夫婚姻ニ因リテ戸主ト爲リタル者ハ此

限ニ在ラス

届書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 家督相續ノ原因及ヒ戸主ト爲リタル年月日

二 前戸主ノ氏名及ヒ前戸主ト戸主トノ続柄

戸主ト爲リタル者カ外國ニ在ル場合ニ於テハ三ヶ月内ニ届書ヲ發送スルヲ以

戸籍法 届出 家督相續